

第 1 4 回 R D 最終処分場問題対策委員会 議事録

平成 20 年 3 月 21 日

於：滋賀県人権センター 大ホール（4 階）

1 . 開会	司会	<p>定刻の時間を少々回りましたけれども、ただ今から第 14 回 R D 最終処分場問題対策委員会を開催させていただきます。岡村先生、どうぞよろしく申し上げます。</p>
	岡村委員長	<p>それではただ今から第 14 回 R D 最終処分場問題対策委員会を開催いたします。議事に入ります前に、まず会議の成立及び配付資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。</p>
	司会	<p>本日出席いただいております委員の方々につきましては、現在 10 名でございます。尾崎先生と勝見先生につきましては、少しおくれて来られるということをご事前にお聞きしております。委員総数の半数を超えておりますので、R D 最終処分場問題対策委員会設置要綱第 5 条第 2 項に定めます当委員会の成立要件を満たしておりますことをここにご報告いたします。</p>
	岡村委員長	<p>それでは、本日の資料ですけれども、ご確認していただきますようお願いいたします。資料 1、掘削調査状況報告（速報）というものがございます。それから、資料 2、R D 最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）素案というものがございます。それから、資料 3、R D 最終処分場において実施されるべき対策工についてということで、各委員の皆さんからいただきましたご意見をまとめたものがございます。それから、資料 4、A 2 案に対する技術的質問というものがございます。それから、資料 5、E 案に対する技術的質問でございます。それから、本日委員のほうから提案いただいております A 3 の委員提供資料 から までの資料がございます。本日の資料は以上でございます。</p> <p>それでは、よろしくをお願いいたします。</p> <p>資料はそろっておりますでしょうか。よろしゅうございますか。</p>
	岡村委員長	<p>それでは、これより対策委員会の議事に移らせていただきますが、本日は、前回の委員会に引き続きまして、R D 最終処分場において実施されるべき対策工について及び委員会報告（答申）案についての議題を審議したいと考えております。委員会の開催も今回を含めて残り 2 回ということになりましたので、16 時 30 分頃を目途に進め、長時間となりました場合には途中で一度休憩をとりたいと思っております。委員会も大詰めを迎えておりますので、委員会がスムーズに運営できるように、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p>
	岡村委員長	<p>そして、その前に、審議に先立ちまして、議論の混乱が起きませんように、釈迦に説法とは承知いたしておりますけれども、当委員会の置かれている立場を述べておくことによりまして、委員会における認識を委員長として共有しておきたいと思っております。</p>
	岡村委員長	<p>まず、当委員会は、R D エンジニアリング最終処分場に係る問題について滋賀県としての意思を決定する権限を有する機関ではありません。そういう委員会を設けることは、地方自治法 138 条の 4 第 1 項によって、条例でもできないところでありまして、そういう意思を決定することは基本的に知事の権限でございます。そして、私たちの権限は、知事の諮問に答えまして、その諮問の範囲内で、知事</p>

が意思決定をする際に参考となるべき意見を述べるにとどまります。

さて、私たち委員会の設置根拠となり、知事の諮問の範囲を定めておりますのは、RD最終処分場問題対策委員会設置要綱、以下単に要綱といいますが、この要綱でございます。この要綱は、一昨年秋に定められましたRD最終処分場問題の解決に向けた県の対応方針、以下単に対応方針と述べますが、これに基づいております。したがって、例えて言えば、我々の委員会がこの要綱というような法律に基づいて設置されているというように考えますと、ある意味ではこの対応方針は憲法として扱うべきものというようなこととなります。

さて、このように我々にとって憲法的なものであります対応方針は、RD最終処分場問題について効果的で合理的な対応策を検討していく必要があるというようにいたしまして、取り組み方針としては廃棄物処理法の趣旨に基づき対応策を策定するというようにいたしますとともに、財源の確保につきましては、特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法、以下単に特定産廃特措法と述べますが、これの適用を得るというようにいたしております。このように、とられるべき対応策は廃棄物処理法の趣旨に基づくものであるとともに、特定産廃特措法の適用を得るものであるということが期待されていると言えます。

特定産廃特措法は、何度もご案内されましたように、その附則第2項によりまして、「平成25年3月31日限り、その効力を失う」とされております。同法3条1項の文言及び同法3条1項に基づきます基本方針を定めた平成15年環境省告示104号によりまして、「特定産業廃棄物に起因して生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案については、平成24年度までのできる限り早期にその問題解決を図る必要がある」と述べているところからいたしまして、平成25年3月31日までに事業が完了することを求めておりまして、これまでに完了しない事業というものは、これを認めない趣旨というように読むほかはないと私は思います。

さて、もとに戻りまして、対応方針に言います廃棄物処理法の趣旨に基づく対応策とは、これは何度も部長さん、室長さんらによって明らかにされているように、廃棄物処理法19条の5に基づく措置命令をかけ、同法19条の8に基づく代執行をかけるということでありまして。これは同時に、特定産廃特措法に基づきます基本方針の予定しているところでありまして。

したがって、我々が検討できる範囲というものは、ある意味かなり限られているわけございまして、建議できる対策は、あくまで廃棄物処理法19条の5に基づく措置命令、同法19条の8に基づく代執行というルートによるものでありまして、かつ原則としてそれは特定産廃特措法の適用を受けるものであることを要すると、こういうことになっていると私は理解いたしております。そういう理解でよろしゅうございましょうか。

では、そういうことを踏まえた上で審議に入ってまいりたいと思います。

それではまず、前回の対策委員会におきまして、委員会報告書を取りまとめるに当たり重要な部分について、欠席委員の方も含めた全員の委員の皆さんのお考えやご意見を照会させていただくということになりました。短い時間ではありま

2. 議論  
(1)  
A - 2 案  
に対する  
技術的質  
問

したが、事務局から委員の皆さんへ照会をさせていただきました。今回、ご回答いただきました意見書のコピーをそのまま資料として準備しております。

まず、回答いただきましたお考えやご意見について皆さんから説明をしていただきます。その後、ご意見等を集約することができないものについての取り扱いについては、皆さんと協議させていただくということによろしくございますでしょうか。

では、そのように取り扱わせていただくということにいたしまして、まず議題(1)のRD最終処分場において実施されるべき対策工については、この資料の質問1に基づきまして、対策工の選定と選定理由を発言していただきたいと思っております。委員提案のありましたA2案とE案につきましては、委員から質問のあった事項等について説明をしていただきたいと思っております。

まず、A2案に関しましてお願いいたします。A2案はどなたが。

早川委員 ちよっと意味が理解できなかったのですけれども、この資料3の対策工についての説明をするのですか。

岡村委員長 今の場合には、まずはA2案に対する技術的質問でよろしいかと思っておりますけれども。

早川委員 資料4に関する問題ですか。

岡村委員長 はい。

早川委員 これは私、今初めて見させていただくものでありまして、この場で答えるというのはできかねます。こういう形で質問をもしいただくなら、事前にちゃんといただいて、検討させていただく時間をいただかないと、この場でぱっと渡されて、さあ答えると言われても、そんなご無体なと言うしかないわけですがけれども。

岡村委員長 答えていただける範囲で結構でございますけれども。

早川委員 後日まとめて回答させていただきます。

岡村委員長 といたしますと、審議は進まないということになるのですけれども。

早川委員 こういう進め方は非常に不適正だと思います。こういう技術的な質問をいただくのでしたら、事前に私の方に送付するなりしていただいて、ここの場で説明をお願いしますというような形での連絡があってしかるべきだと思います。突然これをこの場で渡して説明しろというのは、余りにも無茶苦茶ではないですか。

岡村委員長 無茶苦茶かどうかはともかく、今回は各案の検討に入るということは前回から申し上げているところでございまして、また今回を除いてはそういう機会の場はないわけでありまして。したがって、それ相当のお覚悟と申しますか、そういうことはしていただけるのではないかとこのように期待していたわけでございますけれども。

池田委員 余りにも議事の進め方が横暴だと思います。この質問は、どこでどなたが出された質問かを整理した上で、事前に送られるのが当然だと思います。

それよりも前に、今日出されている資料3、委員20名分はないわけですよね。ない方はどうなっているのでしょうか。

岡村委員長 ない方は、出ていないのだと思います。

池田委員 それを放置してよろしいのですか。それこそがまず今日集約するべきことでは

ないでしょうか。

今、早川委員がおっしゃったように、私どもは時間のない中で、別にペイがあるわけでもなく、私どもの提案を出しました。それに対する質問を

岡村委員長 何ですって。何がないにもかかわらず。

池田委員 別にそれに対する。

岡村委員長 いえ、その前に、何がないにも。

池田委員 だから、ペイをされているわけでもなく、自律的に意見を出したわけですよね、お金が払われているわけでもなく。

岡村委員長 そういう意味ですか。その点は、前に私、早川委員から随分批判された点でございますけれども。

池田委員 それに対する意見は、前回、私欠席しましたけれども、いろんなご質問などがあることは議事録を見てもわかりました。でも、それについて今日こういう形で答えるとか意見をまとめるということは全然連絡もなく、これに不適切などという曖昧な答え方をすると、さらに混乱を呼ぶと思いますので、今これに答えることはできません、はっきり申し上げて。3人で協議する時間もないわけですから。

それよりも前に、前回の議論の中で一応合意を見た全量撤去を前提として、有害物というか有害廃棄物というか違法廃棄物というかを整理した上で、それを撤去しということで、ほぼ合意がされたのではないのでしょうか。それを集約するために、今日出ていない方のものを含めて資料3を出していただいているわけですよね。これがそろっていないということ自体が事務局としての不手際ではないのでしょうか。

岡村委員長 全量撤去で意見が集約されたということはございません。

池田委員 そうなのですか。

岡村委員長 はい。有害物を除去するという点では意見の大方の一致を見ておりますけれども、全量撤去というようなところまでは、意見は全員の一致を見て通ったということには、私は、了解はいたしておりません。

上田室長 この資料につきましては、委員提案をされました梶山委員さんの方に質問状を送らせていただいているのですが、梶山先生から早川委員、池田委員には相談はなかったわけでございますか。

池田委員 ないです。全然知りません。

上田室長 それと、この質問内容は、前回の委員意見の中で出されている内容でございますので、その分の整理が必要ということで、質問状にして出させていただいたところでございます。

早川委員 いつですか、時間的に。

上田室長 水曜日でございます。

早川委員 水曜日に発送しているのですか。

上田室長 済みません。火曜日にメールで送らせていただきました。

早川委員 3人では話す時間は少なくともありませんでした。

池田委員 どうして3人に同時並行に送らなかったのですか。

上田室長 技術的なことでございますので、既にその技術的なことをクリアした上で提案

していただいていると思っておりますので、改めて検討するという事ではないと思っております。技術的なことについて、既に検討された上でご提案いただいていると、そういうことでこういう質問を出させていただいたわけでございます。この委員会は、科学的な知見に基づいてご議論いただくわけでございますので、そういうように思っていたのですが。

池田委員

ちょっとお言葉ですが、今日梶山先生が出席できないというのはあらかじめわかっていましたよね。そうしたら、どうして三者提案の3人に同時に送らないのですか。

上田室長

今まで私ども梶山先生からいただいておりますので、梶山先生の方に送らせていただいたのですが。だから、梶山委員から池田委員、早川委員には相談がなかったということでございますね。

當座委員

今お話をお聞きして、A2案に対していろいろ質問とかが出てきていたのは確かですし、それをまとめていただいたのは、それはそれでいいと思うのですが、時間のなかで、梶山先生は、今日は初めから出席できないということをおっしゃっていたので、私はやっぱり事務局の対応として、これをまとめられたのだったら、3人の委員の方に送られるべきだったのではないかなとまず思います。

前回の対策委員会で、有害物は除去するという大きな方向は決まったと思うのですが、そうしたら、有害物を除去するためにどういう方法をとっていくのか、今示されているAからEまでの案で選ぶというようなやり方をするのか、そこら辺の話というのはまだこれから、この間の続きとすれば、話をしていくべきことじゃないかなと思うのです。その上で、今示されている案の中から選びましょうということをおみんなで話し合っ、そういう方向で進めていこうということになれば、どういう案を選ぶのかという形になると思うのですが、何かちょっと一方的に。時間がないので、本当にどのような方向にするのだということを進めていただいているのはわかるのですが、そこら辺の話をもちょっと委員同士でする必要があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

岡村委員長

ですから各案について、それぞれの疑問点といいますか、そういう提起されている点をお伺いして、その上ではっきり言って、今日の段階でどの案をとるか、あるいはそれぞれの委員がとるといって決めるかということをお明らかにしないことには、26日に答申案をまとめるということにはできないだろうと思っております。ですからお答えいただける範囲で結構でございますから、別にすべてでなく。

早川委員

その前に確認ですが、前回の13回のときにどこまで議論が進んだのかというところの再確認をすべきだと思います。最後の方で話がまとまりつつあったかと思っておりますが、不適正処理された廃棄物及びそれによって汚染された土壌を撤去しようというところまでは合意できたということによろしいでしょうか。

岡村委員長

そこまでいけるかどうかというのは、ちょっと私、自信がないですね。例えば、有害産業廃棄物等を除去するという辺りは最低限一致を見ているでしょうけれど

も、それ以上については必ずしも明確ではなかったというように私は理解をしています。したがって、決められなかったということではないかと思うのですけれども。

早川委員　　そうすると、委員長の把握としては、有害産業廃棄物を撤去するということは確認できた。

岡村委員長　撤去というか、処理をするということですね。

早川委員　　撤去ではないのですか。

岡村委員長　必ずしも撤去とは。

早川委員　　処理をするのですか。

岡村委員長　はい。撤去を含めた処理ですね。

早川委員　　処理という言葉はなかったと思いますが。委員会の意見を後退させるようなことをしてはいけないと私は思いますが。

岡村委員長　撤去と決めましたか。

當座委員　　除去という。

岡村委員長　除去だったら入っているかもしれませんね。

早川委員　　除去ですね。

岡村委員長　はい。

早川委員　　有害産業廃棄物の除去は確認されたのですね。

岡村委員長　有害産業廃棄物は除去せざるを得ないですね。これは、環境省の基本方針でも、除去以外のことは認められていないですね。

早川委員　　じゃあ、今日はそれを踏まえて、有害産業廃棄物を除去するというものの具体策と、あるいはそれに上乗せで、さっきも話がありましたけれども、それによって汚染された土壌、それから不適正処分された廃棄物はどうするか、そういった問題を検討していくという話ですよ。

岡村委員長　はい。

早川委員　　今、A 2 案の具体的な技術的な質問をするよりも、むしろそちらの方が重要ではないですか。

岡村委員長　　だけど、どの案をとるかという段階に来ているのではないのですか。

早川委員　　先程も言いましたように、時間がないのです。大枠をしっかり根幹のことを決めましょう。もうここまで来ているのですから。

岡村委員長　　ですから、大枠というか。

早川委員　　何をまず除去するのかということを決めなければいけないでしょう。それから、そのためにはどうするのかという工法の次の段階ですね。技術的な問題は、先程も言いましたけれども、これから詰めていく必要があります。ここですべて技術的な問題に対して答えを要求されても困るわけです。もし本当にそこまで煮詰まって議論があるのだったら、それ以前にもっと決めるべきことを早々に決めておくべきです。

池田委員　　それに、どうしてA 2 案だけにこういう細かい技術的な質問を今求めるのですか。このレベルで求めるとしたら、ほかの案についても同じようなレベルで技術的な細かい質問は当然私どもからも出されるわけで、それはさておいて、A 2 案

(2)  
R D 最終  
処分場  
において  
実施され  
べき対策  
工につい  
て

- に、この前の委員会で出されているのかもしれませんが、これだけ今の時点で取り上げて議論するのは非常におかしいです。
- 岡村委員長 A 1等については、事務局から用意いたしておりますので、事務局で答えることはできる。でも、A 2案は委員提案でございますので、事務局で答えることはできないという点で質問が出ているということでもあります。
- 池田委員 それだったら、提案者が答えられるようにちゃんとした連絡をするのが筋ではないのですか。何で今言われなければいけないのですか。
- 岡村委員長 したつもりだったと事務局は申しておりますけれども、どうもうまくいっていませんでした。
- 尾崎委員 今日の資料3は、私も書いておりませんが、ちょっと事情がありまして、今日の朝に受け取りましたので、これは初めて見させていただいたので、大変申しわけありません。意見はの中で申し上げます。
- 今の技術的ですが、私も一部、それだけではないですが、この前にご質問の内容を書いたわけですが、ただ、技術的なことはどうにでもなるというか、そのときも申し上げたのですが、細かいことを言っても、変なところはありますよということも申し上げたわけですが、そんなのは専門の人に任せれば、今は技術的なことはクリアされると思っておりますし、別途やられたらいいかでしょうか。
- それよりは、やはり基本方針ですね。この前もご提案申し上げましたが、有害物質として何を認定するのかです。そうじゃなくて、全量というのは、がれきから何もかもすべてですか。そこをしっかりと、A 2案にしてもD案にしても明確ではないわけですよ。ある方は、全量撤去というのは何もかもと思われるかもしれないし、ある期日に有害物は取りましようと言われる方もある。どっちがどっちかよくわかりません。混合した案もあるのだと思います。したがって、基本方針を是非はっきりしていただいて、技術的なことは、私どもでわかる部分があれば、幾らでもサジェスチョンを差し上げたいと思います。
- 岡村委員長 どういたしましょうか。では、各工法についての技術的問題については、後の方に回すということにいたしますかね。
- 當座委員 今おっしゃったそれで結構です。有害物の除去に関して、尾崎先生がおっしゃったみたいに、有害物とはどういうものとするのかというこの委員会としての考え方を先にまとめる必要があると思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 岡村委員長 それでは、どういう廃棄物を有害物と考えるかという点についてご意見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。
- 早川委員 先程委員長がおっしゃったように、産廃特措法に則って処理をしていくということになりますと、産廃特措法では、ご存じかと思いますが、有害産業廃棄物に関しては国から2分の1の費用補助が出ます。それから、それ以外の不適正処理された廃棄物に関しては3分の1の処理に対する費用が出されるということになっております。この産廃特措法の枠組みの中で我々は活動するわけですから、まず2分の1の部分の有害産業廃棄物は、先も確認されましたけれども、除去を行うというところでよろしいのではないかと思います。それと、それ以外の不適正

上田室長 処理された産業廃棄物も、当然3分の1の国からの補助が出るわけですから、これを使わない手はないと思います。

上田室長 特措法の関係で補助のことがございましたので、今の早川委員のに関しまして、ちょっと修正をしていただきたいのですが、現在私どもが産廃特措法でもらおうとしておりますのは、事業費の90%のうちの2分の1、全体で45%でございますが、それを交付税措置いただくものでありまして、今早川委員がおっしゃったものは三位一体改革前の補助でございます。現行は、補助制度はございません。私どものRD処分場に対して補助がいただけるものではなくて、交付税措置でございます。そういうことでございますので。

早川委員 つまり、産廃特措法の対象となる廃棄物というものは、少なくともこの2種類ですよ。

上田室長 補助のことをおっしゃいましたので。

早川委員 補助の枠組みはともかくとして、産廃特措法によって対象となる廃棄物というのは、不適正処理された廃棄物ということになりますよね。その不適正処理された廃棄物の中に、有害産業廃棄物と、それ以外の不適正処理された産業廃棄物があるということは、この枠組み自体は変わっていませんよね。

上田室長 補助の枠組みは、答申をいただいた上で、県が実施計画をつくって、その実施計画を認めていただければ、その実施計画に見合う事業費の90%に対して、その45%を交付税措置するということでございますので、有害であるとか。

早川委員 そうすると、何でもいいのでしょうか。何でもいいのですか。不適正処理されていない廃棄物でもOKというように県は考えているということによろしいのですか。

上田室長 実施計画を認めていただければ、その範囲内はOKだと思います。

早川委員 不適正処理されていなくてもOKですね。そういう考え方ですね。

上田室長 切り口が、委員のおっしゃる不適正処分があった、なかった云々ではなくて、生活環境保全上の支障を除去するための対策工を実施計画でまとめたときに、それを環境省が同意していただければ、その全体の45%を交付税措置いただくということございまして、補助金が出るというのは三位一体改革前の制度でございまして、今は三位一体改革で補助金は廃止されているということを申し上げるところでございます。

當座委員 今おっしゃったことに関して、もう一回確認のために、前にいただいた資料の中で、特措法に関して、環境省告示第104号の中に、今早川さんがおっしゃったように、特定支障除去等事業に係る出捐の考え方で、有害産業廃棄物に関しては補助率を2分の1、それ以外のものは3分の1ということが書いてあるのですけれども、今はそうになっていないということですね。ここに書いてあることは、今は変更されていて、今上田さんがおっしゃったみたいに、事業費の90%、認められればですけども、の2分の1の交付税の措置だという。

上田室長 今、當座委員が見ておられる中で、補助金を出すという規定があるものについては、今はございません。RD処分場については該当いたしません。

もう1つ補助金がございまして、これは財源を財界と国とで見ている部分があ



ざいます。それは、平成11年だったと思うのですが、それ以降の不適正処分については、その基金によって補助をされることはあるように聞いておりますが、RDは平成10年まででございますので、それ以前の対応ということで、交付税措置しかされないと。県が全額起債で借りて、その起債の元利について45%の支援をするという制度にしかならないと考えております。

早川委員 産廃特措法に則ってこの処理を行うということをまず冒頭で委員長がおっしゃったわけですね。その産廃特措法に則って、対象となる廃棄物はどのように定義されているのですか。

岡村委員長 念のために申し上げます、私は必ずしも我々の委員会として特定産廃特措法に乗らなければならないとまでは考えておりませんが、基本的に乗ることを期待されているだろうというように私自身は理解しています。

早川委員 事務局、正確に教えてください。

上田室長 環境省告示第104号では、特定支障除去事業に係る有害産業廃棄物とその他産業廃棄物というのが書かれておまして、有害産業廃棄物は、前回私どもがお示しさせていただいたものでございます。

早川委員 ということは、有害産業廃棄物その他の廃棄物があるのですね。

上田室長 はい。

早川委員 そうすると、基本的には同じですね。この問題が起きているわけですから、有害産業廃棄物と、それから不適正処理されたそれ以外の廃棄物というように考えてよろしいですね。この問題が起きたということは、不適正処理がされたということですから。

岡村委員長 不適正処理というのはどういう意味ですか。素朴な質問ですけども。

早川委員 廃掃法に則って、その基準を満たす形で処分されたものではないということです。

岡村委員長 例えば、許可容量を超えたものも不適正処理だと。

早川委員 当然そうです。

岡村委員長 しかし、許可容量を超えたというだけで産廃特措法はかからないでしょう。わかりますか。

當座委員 私は、容量を超えた分に関しては、不適正処理というのではなくて違反行為だと思っています、容量オーバーということは。それに対して、特措法の中にも、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の早期対応の必要性の中で、不法投棄の産業廃棄物の不適正な処分はというような形で書いてあって、こういうように処分される、産業廃棄物の処理がこのようにされるのではないかという国民の不信感を引き起こすなどの循環型社会の形成を阻害する要因となっているということから、こういう法律がというか、法改正はされているけれども、それ以前のことに対して対応し切れないので、この法律が施行されているということになると思いますし、不法投棄というのはすごく大きな問題で、処分場以外のところに不法投棄された部分と、処分場だけれども許可容量をオーバーして廃棄物がそこに投棄されたというのも不法投棄という解釈を私はしているので、対象になると思うのですけれども。



能性があることから、R D社に場外搬出をできるだけ行かせた上で、産業廃棄物の飛散流出を防ぐため、処分のための容量の増加を変更許可したと説明している。しかし、産業廃棄物の処分場外への搬出に約9年半を要することによる周辺生活環境への影響を考慮して、このような是正計画を認めることは本末転倒であり、むしろ許可容量をはるかに超えた産業廃棄物が処分場内に存在することによる周辺生活環境の影響を重視し、地元住民の理解と協力を得て、許可容量を超過した産業廃棄物の全量撤去を前提とした是正計画を策定させることが必要であったのではないかと思われる。」「最終的に許可容量の1.8倍の産業廃棄物が埋め立てられていたという処分場の全貌がこの時点で明らかになっていた可能性もあり、同社の責任をうやむやにするかのような変更許可を行ったことおよび変更許可とセットになった是正計画を受理したことは、ともに失当であったといわざるを得ない」というように委員会としても指摘されています。

だから、許可容量をオーバーしてあそこにあるということと、R D社が深掘りをして粘土層を破壊して、そこにまたごみを埋めて地下水汚染を起こしているという、この関わりはすごく大きなものがあるのです。だから、ただ単に不法投棄されたという簡単なものではないと思いますし、平成10年にもそういう形で追認する形になってしまい、今回また許可容量をオーバーして約310,000m<sup>3</sup>不法投棄されているものをそのままにしておくというのは、住民として私は許せないと思っています。

池田委員

今日は冒頭から廃掃法と特措法の制約の中でということが盛んに言われているわけですが、この委員会が最終的に出すものというのは、たまたま今特措法があるから、それを使えるものは適用させて、それを使っていこうというものであって、それがなくても、県の責任としてやるべきことはやらなくてはならないのです。それを前提にこの委員会としては提案すべきであって、法の制約があるからどこまでということをあらかじめ考えていたのではないかなと思うのですけれども。

岡村委員長

だから、そういうことの議論が起きるので、私は最初に委員長の見解を申し上げたわけです。我々は、残念ながら、単なる要綱に基づいて設置された委員会でありまして、かつ要綱は、先程述べた県の対応方針で述べられているわけです。我々はこれに拘束されているわけです。だから、私たちは、私はさっき狭いルートの上でとかそういう言葉を使ったのではないかと思いますけれども、そういう中で、知事の諮問に応じて答申を行うという責務を課されているわけでありまして、もちろん言いたいことは幾らでもあるし、またこれ以外の場でそういう意見を述べることは自由でありますけれども、ただ答申としては残念ながらそういう範囲に限られているということでもあります。だから、完全に特定産廃特措法を無視して答申を行うというようなことは非常にしんどいと考えております。

當座委員

今のお話ですけれども、委員長が冒頭におっしゃった県の対応方針、今手元にあるのですけれども、財源の確保についてという部分で、おっしゃったように、特措法の適用を得る等財源の確保を図ると。特別措置法の適用を得る等というように、限定しているわけではないですね、この対応方針の中でもね。

岡村委員長 だから、さっき私も申し上げたとおり、私は必ずしもこれに乗らなくてもいいだろうと。ただ、基本的にはやっぱり乗ることが期待されているだろうというように理解しているわけです。

當座委員 そうですね。ここにいる委員も、特措法を使うというか活用することに関して別に反対しているわけじゃなくて、その範囲だけで考えるということじゃなくて、今池田先生がおっしゃったのは、それ以外にも県として責任をとる、やるべきことがあるのであれば、特措法、交付税だけでなく、きちっと対応するべきであるということをおっしゃったと思うので、私もその意見に賛成です。それこそ、本当に特措法だけで、残り4年間だけの財源でしかできないということであれば、逆に言えば、そういう対策を考えてくださいと初めにおっしゃる中で議論してきたのであればいいのですけれども、委員長がおっしゃったみたいに、その部分とプラスアルファの部分があって議論してきたというように私も思いますので、そこは逆に限定する必要はないのかなと思います。

早川委員 話が前に進まないように思うので、もう一回最初に戻って確認ですけれども、有害産業廃棄物というのは法律で規定がありますよね。燃え殻とか汚泥とか廃油とか廃酸とか廃アルカリとかいう形で、廃掃法上ね。それは見つかったら除去する、これは当たり前の話ですね。それ以外にも、あの処分場には、不適正処分された廃棄物というのが存在しますね。例えば、木くずとかがありますけれども、あそこは安定型処分場ですから、木くずがあってははいけないわけです。それから、廃プラスチックも、あんな大型のものは本来あってははいけないわけです。そういった不適正処分された廃棄物は除去する、そこまでは当たり前のことではないでしょうか。そこはまず確認しましょうよ。有害産業廃棄物及び不適正処分された産業廃棄物に関しては除去しますと、それでまず確認できるのではないかと私は思います、いかがですか。

池田委員 それは当然だと思うのですが、それに加えて、生活環境保全上の支障のもととなるものは除去するわけですよね。そして、それらの廃棄物によってさんざん汚染されている廃棄物とも土壌ともわけのわからないものがあるわけで、それは当然原因となるものだから除去するというものの中に含めてよろしいということ、前回まででほぼ合意されているのではなかったのでしょうか。

岡村委員長 そうですかね。

當座委員 合意にまでは至っていないと委員長がおっしゃっていて、私もそれは議事録からもそうだったのですけれども、大勢の方が、両方というか、不適正処分された廃棄物と、それによって汚染された土壌というのを除去した方がいいというような意見は確かに多かったです。ただ、それをどの程度というか、すべてするのか、部分的な対応で済みますのか、その部分についての議論というのはなかったのです。

池田委員 議事録を見たところ、尾崎先生の方からのご意見で、全部じゃなくて、それを見ながら、今言った3種類のもの以外の安定型処分場として適法に埋められたものとか、明確にこれは戻してもいいというものは戻せばいいし、全量というのは誤解を招くからとおっしゃいましたよね。それで皆さんが、そういう考え方でいいではないですかみたいな話になっていたように私は受け取ったのですけれど

も、そこをまださらに整理して議論して詰める必要があるのでしょうか。

早川委員 どうも委員長だけがちょっとわかっていていないような気がしているのですけどね。

岡村委員長 可能性はありますね。

早川委員 それ以外の方で、もし意見があって、出していただければ、委員長さえ納得してくれればそれでまとまると僕は思うのですけれども。

岡村委員長 しかし、今この回答を見ているけれども、2の に対する回答は少し分かれていますよね。

早川委員 話を戻さないでくださいよ、委員長。はっきりしましょう。まず有害産業廃棄物、法で決められているものは除去する。それから、不適正処理された安定型処分場に本来あってはいけないものは除去する。それから、それによって汚染された可能性のあるもの、そういったものは除去しましょうと。そして、生活保全上安全だと思われるものはそのままにしておきましょうと。そういうところで、あの処分場の廃棄物に対して対応しましょうというところで合意すべきだと思いますが。

岡村委員長 いかがでしょうか、特に専門家の委員の先生方。私は、どうもそこら辺は、素人という点もありまして、確信が持てないわけですけども。

勝見委員 しばらくサボってしまして、全く弁解のしようもないのですけれども、2、3週間ほどほとんど大学にも出てこれられない状態で、2日前に山のような資料を見て、何から手をつけたらいいかわからない状態で、今日の回答すべき宿題も、今朝までということで間に合わずにおりました。申しわけございませんでした。

岡村委員長 今の有害廃棄物あるいは有害性の議論というのは、全部を掘削するという前提での話だということですか。それともそれとは別に、埋まっているものの中から、全部を掘削するということはまだ決まっておられません。

勝見委員 決まっていないということですね。その確認をまずさせていただきます。

岡村委員長 その有害物というものが定義されて、それを処理する方法は全部掘削するしかないということになれば、結果的にそうはなりますけれども、あらかじめ全部掘削ということが前提ということで議論はしておりません。

早川委員 今の有害物の点について、何かご意見ございませんでしょうか。

岡村委員長 意見がなくて、反論がないわけですから、こういうことでまとまったということで先に進めましょうよ、時間がないのですから。委員長しっかりしてください。

早川委員 ご激励、大変ありがとうございます。

岡村委員長 しかし、今の問題は、次の の問題にも関係していますので、 の問題に移っていきましょか。 は、許可容量を超えた埋め立て廃棄物の撤去の必要性についてどう考えるかという点でございますけれども、早川委員なんかの意見では、当然全部撤去だということでございますね。そういうことになりますね、不適正に埋め立てられたものですから。

早川委員 だから、先程も言いましたように、全量撤去という言葉がわかりにくいから、そういうことを使わないようにしましょうと前回も言ったところではないですか。要するに、全体の掘削は必要です、そのためには。今言った有害産業廃棄物、

それから不適正処分された廃棄物、それからそれによって汚染された土壌等ですね。それは、例えば固まった、そこしかないという状況だったら、E案のような形で、その部分だけを取り除くということは可能だと思うのですが、これまでの調査の中で、これは多分明らかだと思いますけれども、不適正なものというのは至るところで見ついているのですよ。そうなると、ここだけ取れば大丈夫だということは言えないと思うのですね。そういうものをそのまま置いておいて、ここだけ取れば大丈夫だといっても、安心と安全は多分確保できない。安全と安心を両方とも確保するためには、全体的な掘削は、私は不可避だと思っています。

岡村委員長

ただ、それもまた難しいところでありまして、私も安心が確保されるということは非常に望ましいことだと思いますけれども、それを確保するための法的措置が必ず打てるかというように言われると、それはやっぱり躊躇せざるを得ないですね。

許可容量を超えた埋め立て廃棄物の問題については他に特にご意見ございませんか。

田村委員

許可容量をオーバーしたという部分については、検証委員会には法律家も入っているわけですから、そういった状況の中で、これはやはり県とともにやってきたことなのだということが指摘されているわけですよ。ということは、確かに私も詳しい法律のことはわかりませんが、基本的に法律が定めているラインというよりも、県が独自に県の責任としてやっていく必要があると思うのです。県とともにやってきたということは検証委員会で証明しているわけですよ。そういった意味からも、県の責任というのは、私は大きいと思いますので、その辺は当然範疇には入ると思います。

岡村委員長

だから、申し上げたとおり、そのために私は今日最初に見解を申し上げているわけであって、ある意味、県に責任があれば、県はその撤去を図るように努力すべきという点はあるかと思います。ただ、私たちが付託を受けている範囲は、何回も申し上げているとおり、あくまで廃棄物処理法に基づいて措置命令をかけて、そして代執行を行う、そういうことが私たちの付託されている範囲になります。したがって、ある意味道義的な、あるいは政治的な観点から県がのける必要があるということと、ここで法的にそういうことを求めることができるかということとは、残念ながら別の問題として考えていかななくてはいけない。

田村委員

ただ、この対応方針が出されたとき以降に検証委員会がされているわけですよ。検証委員会の中で、県がやった不適正が見つかったわけですよ。ということは、この対応方針も実際は見直していかなければいけないということになるのではないのでしょうか。誤った範囲の中で県がやっていることが対応方針以降にわかったわけですからね。ということは、対応方針すら実際に見直していかなければいけないという状況にあると思いますよ。

岡村委員長

でも、対応方針の改定がされたということは聞いておりませんので、そうでない以上は動けないということですね。

當座委員

行政対応検証委員会の答申を受けて、今田村さんがおっしゃったみたいに、許可容量を超えた分に関しては撤去する必要があるのではないかという言葉はきち

っと答申の中に入れていただきたいと思います。

その上で、あと 410,000 m<sup>3</sup>、実際に許可されている廃棄物の中で、有害物をどのように除去していくかという部分に関して、有害物という定義がないというようなことですが、ここは産廃処分場で、ごみを捨てるのにか、有害物をベンゼンとか単品で捨てるわけじゃないですね。実際に、安定型処分場というのは、浸透水と地下水の廃止基準、維持管理基準しか基準がないのです。委員提供資料 のところに、廃止基準と環境基準ということで挙げさせていただいています。一番左側に、有害物質等の測定の対象物質という形で挙げられていますけれども、総水銀であったり鉛であったりベンゼンであったりとか、有害物質というのはこういうものだ。それがどの程度出てきたら問題があるのかということで、浸透水と地下水に関して基準の数字が挙げられているわけですが、これをオーバーしているものがこの処分場であって、そういうものが埋められていると。だから、単品でベンゼンが埋められているというよりは、持ち込まれた廃油とか廃アルカリ、廃酸、焼却灰とか、そういういろんなものの中にそういうものがあって、それが水に出てきているという状況なわけで、有害物といったときに一つの目安として見ていくのは、廃止基準に挙げられている項目を具体的にどういうふうに除去していくのだと、そういうように考えなくてはいけないのではないかなと思っているのですけれども。

岡村委員長

ほか、いかがでしょうか。何をやっているのかよくわからなくなってきたのですけれども、今、 をやっていたのですか、 まで移っていたのですか。ですね。

じゃあ、後でまた追加して発言していただいて結構でありますので、次の、こういう設問自体おかしいという回答もあるのですけれども、対策工の実施目的は、生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去ですが、このことは全量撤去と直接結びつきませんが、このことについて皆さんの考えはどうでしょうかという点についてはいかがでしょうか。

田村委員

この件については、私も、これが来たときに、なぜこういう質問をするのかと思ったのですが、生活保全上の支障を取り除くという部分については、目標をそこに定める以上、全量撤去というのがあってしかるべきだと思うのです。だから、それが関係ないとか、直接結びつかないという部分もおかしいと思うし、そういう方向に持っていくというのもおかしいではないのかなと思うのです。

というのも、前回、前々回のときに、措置命令が果たして全量撤去まで及ぶのかという部分の云々がありましたけれども、実際そこまで及ばないのだという県の考えであったり委員長の考えであったりという部分が、私たちには全然なじまないとか、理解できない。要するに、支障を除去するのであれば、最大限の範囲として全量撤去というのがあり得るべきだと思います。ただし、それが経費的、時間的にいろんな部分で可能かどうか、また特措法に乗るかどうかは別にしまして、考えられる最大限の条件として当然これはあるべきだと思うので、直接結びつかないとかいうことは基本的におかしいと思うし、今さらこういうのを聞くこと自体がおかしいと私は思っています。

- 木村委員 前回欠席しまして、この質問状をいただいたのですが、私もこの質問の趣旨がよくわからなかったので、ここに回答させてもらったのは、現在続いている地下水汚染の原因物が除去できるのであれば、全量撤去という言葉には特にこだわらないというように回答させていただいたのです。だから、この辺がちょっとわかりにくい。なぜこれが出てきたのかという今田村さんの言われたことと全く同感なのですけどね。
- 岡村委員長 岡村委員長 上田室長 この点、事務局、何かありますか。
- 上田室長 この質問をさせていただきましたのは、前回の委員会の中で、全量撤去を前提に物を考えていくのだというご議論があったと思うのですが、そうであれば、直接結びつくものであると。だから、私どもは、生活環境保全上の支障を除去するということはいろんな方策がある、それと全量撤去は直接的には結びつくのではないものだろうと。だから、それを前提にするためには、どういうものがあるのですかということのご質問をさせていただいたわけです。生活環境保全上の支障を除去する、そういうものにはいろんな方策がある。全量撤去というのは一つの方策でございますね。それを前提にするということであれば、それは直接何か前提にする理由があるというように思いましたので、そういう質問をさせていただいたところです。今副委員長がおっしゃるように、地下水汚染が止まる方法がいろいろあれば、それも選択肢の一つだというように私どもも考えているところから、そう申し上げたところでございます。
- 岡村委員長 それから、先程田村委員の発言がありましたので、念のために申し上げておきますと、措置命令をかけるということに私が慎重なのは、やはりこれは行政機関が権限を発動すべきことでありまして、これは初歩の初歩の議論なんですけれども、行政機関は、法律または条例に基づかないことには、それがいかに国民や住民の利益になるというように考えることでありまして、相手方の権利や自由を制限したり、あるいは義務を課すということとはできないわけでありまして、したがって、ある処分をすることができるかどうかということを考える場合に、相手方から争われた場合に完全に大丈夫かということ私たちは根にしみついて考えておりますので、そういう点で非常に慎重な態度をとっているということでありまして。
- 池田委員 この質問の背景に、先ほどから議論が出ている有害廃棄物はこれとこれとこれ、有害廃棄物によって引き起こされた汚染土壌はこの部分とかいうのをどなたかが責任を持って明確にやってくれるなら、それが可能ならそれでいいです。でも、それは不可能ではないですか。今日お配りいただいた資料の中に、今回の掘削調査のまとめがありましたよね。空のドラム缶五十何本、中が空のものをそこに埋める人はいないわけで、多分いろんなものが入っていたのでしょう。それが既に地面の中に流れ出てしまっている状況ですよ。あの中から流れ出た54本分、あるいはそれ以上の有害物なり違法な廃棄物の中身をだれが特定できて選び出すことができるのですか。それができない以上、先ほどからさんざん言っているような定義に基づいて、支障となるものを除去していくというのを前提に置かない限り、こういうことを議論していても切りがないではないですか。



早川委員 委員長。委員長のお考えがあることは理解します。しかし、この委員会の委員長ですから、委員の意見をちゃんと酌み上げて、それを代表する形の答申案をまとめてくださいよ。委員長のお考えはお考えとして、少数意見として載せていただくのは構いませんから。ただ、大多数の委員が今話をまとめようとしているところに立ちふさがっているような印象を私は感じるわけです。

岡村委員長 私、そんな立ちふさがるほどの体力はございませんので、そういうことはいたしているつもりはございません。

早川委員 それならば、話をどんどん集約させていきましょう。

岡村委員長 ですから、話は進めております。委員の意見が多数であれば、それは多数として認めるのに何ら躊躇するところはありません。

では、引き続きまして、次の のところに入ってまいりましょうか。 のところですけども、対策工の実施は、廃棄物処理法に基づく代執行により行い、恒久対策を前提とした産廃特措法の適用を受けて行うということが、計画的で円滑な実施につながると考えられますけれども、このことと対策工の選定について、皆さんのお考えはどうでしょうかということでもありますけれども、いかがでしょうか。この点は、いろいろ意見が分かれているようですけども。

木村委員 この設問につきましても、私、前回欠席ということで、内容がよくつかめなかったのですけれども、要は、国からの支援でやる範囲というのは予算に限度がございますので、そういうときに、冒頭から出ております全量撤去というようなことが大きくどんとあって、そここのところをやるときに、私はA2を選んでいるのですけれども、全量撤去というようなことができるのかという経済的な理由ですね。というように受け取って、こういう回答をしたのですけれども、そういうことでいいのですかね。勝手にこちらが解釈しているのですけれども、経済的な理由と。

上田室長 前回の委員会で、産廃特措法と廃棄物処理法の説明をさせていただきました。そのときに、措置命令を発するわけでございますが、必要な限度という制限がございますして、その必要な限度ということにつきましては、その支障の程度及び状況に応じて、その支障を除去または発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講ずるよう命じなくてはならないという規定がございますというご説明をさせていただきました。これは相手方に命ずることでございますして、代執行は、相手方に命ずることの全部またはその一部をやるものでございます。相手方に命ずる以上のことを県がやるというのは議論としてあると思うのですが、廃掃法上もしくは産廃特措法の中では、あくまでも必要な限度の範囲内でやっていくというのが実は法律に基づくものでございますので、確実にやれるというような思いは、私は持っております。

木村委員 ということは、今一番はっきりしている地下水汚染が続いています。これの汚染の原因物を除去するということは、当然対象になるということでもいいのですね。それで、私の思いますのは、目先の経済的なことで、その原因物が残されたまま恒久対策に入るというのはとても考えられないと、こういう形で回答させてもらっているのです。

それと、それにかかる費用というのは、汚染原因物そのものの除去に対する費用というのは、対策工が決まらないと予算が組めませんわね。だから、その予算を組むということは、この汚染の原因物を取る、そのやり方として、全量撤去というのも一つの方法でしょうし、掘削して安定型の許可品目以外のものは全部おそれがあるということで出すというのも一つの方法でしょうし、この辺の質問をしていただいていることについては、どういう工法でやっていくかということにつながっていくための質問なのではないかな。事務局の法として質問していただいていることは。

上田室長

私どもの質問の趣旨は、今申し上げたように、産廃特措法もしくは廃棄物処理法に基づいてやっていくことが対策工の計画的で円滑な実施につながると考えているわけでございます。法律に基づかないことをやるということは、時間もかかるし、いろんな議論が出てくる。だから、対策工の計画的で円滑な実施については、廃棄物処理法または産廃特措法の適用を受けるのが一番着実に確実にできるというような思いを持っております。この問題は平成11年に起こっているわけで、今現在8年でございます。その一日も早い解決というのは、一日も早い工事の着手だというように私自身は思っております。そういう中で、着実にできるということと対策工の選定については皆さんどう思われますかというご質問をさせていただいているところです。

池田委員

この部分では、今までの委員会でもさんざん議論がありまして、専門部会でも議論されているのかもしれませんが、4年しかない特措法を適用して一定の効果を出すには何をすべきかということ議論すべきです。緊急対策と恒久対策に分けて、今一番しなければならない緊急的なことは、地下水への水銀とかダイオキシン類の流出をとめることです。ほかにもいっぱいありますけれども、まずそれをするために、早急にその部分を法に適用できるような枠組みに乗せていくということが、明確にこの委員会として言うことではないですか。それ以外に何かあるのでしょうか。

岡村委員長

ということは、その部分は特定産廃特措法の適用を受けて行くと。それ以外のことは、法律の適用外で、県が県費でやっていくということですか。

池田委員

いずれにしても、そうですね。時間もかかりますし、長期のモニタリングが必要であったり、状況を見ながら技術を変えていったりとかいうことがあって、4年の中で一定の効果を出して、法律の適用の中でやることは難しいと思うのです。どの案を見ても、何十年もかかっているわけですから。それは、県の責任として、少しずつ予算を組みながら着実に進めていく。しかも、住民の合意をとりながらということが前提になりますから、時間的な制約からいっても、全部を丸抱えで特措法に適用させていくなどというのは到底無理なわけですから。そこをこの委員会の中で割り切って、この部分は早急に特措法に乗せていくものとして案を出す。そして、残りの部分は、恒久対策として、技術を細かく検討しながら、全量撤去というか、支障をもたらすような物質をできるだけ除去し、地下の粘土層の修復とかいう話も出ていますが、それをやるためには結局全部掘っていくわけですから、その工事中に起きるさまざまな影響も防止しなければいけないわけですから、

	それは別途細かい技術的な詰めを行いながら、県の責任として時間をかけてやっていく以外にないのではないのでしょうか。
岡村委員長	私もそれは非常にいい考えだと思うのですが、ただ問題は、そういう枠組みの中で、この事業は産廃特措法に基づく事業であるということで、そういう実施計画を環境省は認めてくれるのですかね。
池田委員	認めると思いますけど。
岡村委員長	事務局、大丈夫ですか。
上田室長	今後の協議に入ると思うのですが、25年度以降にわたる計画というのは、おそらく難色を示すのではないかなと思っています。といいますのは、24年度末で成果を上げる必要がございます。その成果をどううまく組み分けるかですね。そして、25年度以降は、今の法律の中では全く県単独でございますので、県単独でやることまで国に聞く必要はないだろうというような思いもございます。ただ、全体の計画はこれですよ、その中で24年度までを国で認めてくださいよというのは、今までの交渉経過の中では少し難色を示すのではないかと考えております。ただ、今後の実施計画を策定する中で、また財団とか環境省と協議していくことになりますので、はっきりしたことは申し上げられませんが、現段階では難色を示すと思っています。
池田委員	現状で、地下水の汚染の流出は全然とまっていけないわけですよ。それをとめるという実施計画に難色を示すというのは考えられないことで、効果が上がるかどうかはやってみなければわからない部分は当然残るわけです。それまで事前に担保してでなければ実施計画を認めないというのは、本末転倒だと思います。
上田室長	私は、そういうように申し上げたつもりはないのです。全体計画が例えば10年であって、24年度までが第1期であって、あと第2期は滋賀県でこういうのを考えていますというものを実施計画で持っていくことについては難色を示すのではないかと。今まで聞いている話の中では、24年度までの計画で目標を達成したということが基本であると。だから、池田委員のおっしゃるように、現在出ている地下水をとめるということでこういう計画を組みますということについては認めてくれると思います。
池田委員	じゃ、いいではないですか。流れ出すのはとまっても、その後で支障は残るわけですよ。その支障をどうするのかというのは、県の責任でやるのです。それくらい腹をくくってやらなかったら何も進まないですよ。
岡村委員長	私も池田委員の意見に非常に同調するのですが、ただ、その考えに立った場合には、対策工を正面から全量撤去と書けないことになってきますよね。今聞かれているのは、あくまで産廃特措法の適用を前提に措置命令をかけ、代執行をかけるというところ辺が正面から聞かれているわけで。
當座委員	特措法を前提に対策を考えるという今のお話を聞いていて、そうであれば、4年間、24年度までの間でできることしかないのです、それをこの委員会で皆さん考えてくださいと言われてるように今受け取ったのですが、それを今この段階で言われるのと。それだったら初めに、特措法の適用で24年度までに、県としてはこれを活用して対策をとっていきたい、それに当たって、ここに集まっ

ていただいた先生方の意見をいただいて対策をとっていきたいと思うので、考えていただきたいというお話でここまで来ているのだったらいいですけども、ここに来て、もう4年しかない中で対策工を選べという話になると、ここに挙がっている対策案の中で、それにかかるものしかひっかかってこないということですよ、逆に言えば。

岡村委員長

ですから、申し上げたとおり、県の対応方針では、特定産廃特措法によって財源の確保を図るということですから、これの適用がない限りは出せないということではないと思っています。ただ、できる限り特定産廃特措法に乗ることが期待されていると。ただ、県から示されているのは、あくまで廃棄物処理法の趣旨に基づく対応策であって、それは何度も申し上げているとおり、あくまで廃棄物処理法に基づく措置命令、代執行ということで、この点は、我々は逃げるわけにはいかないわけです。

當座委員

措置命令をかけられて代執行されるというのは、あくまで行政手続であって、委員長がおっしゃるとおりだと思いますし、委員長はそう理解しておられますけれども、事務局としてされようと考えておられることは、結局特措法の範囲でしか対策をとりませんよというように私は聞こえてくるので、その範疇でどうすればいいのかということ、この質問も通じてこちらに迫られているような感じがすごく私はそういう意味ではないとおっしゃるかもしれませんが、私はそういうように受け取れるので。

山仲部長

もうちょっと整理をしていただいたら。先程から議論が出ていますように、まず廃掃法で措置命令をかけられるかどうか。これも、先ほどから岡村先生に言ってもらっているように、一定の限界がありますね。その内側で代執行をやるわけです。代執行をするものについては、産廃特措法がかけられる。産廃特措法でやるものについては、滋賀県もこれだけとは思っていませんけれども、産廃特措法でかけるのであれば、ガス、地下水、一定の目標を設定して、どこまでいけるかというのは、やはりきちっとその期間内におさめておかないといけないという意味で言っているのであって、当然そこからはみ出すものはあると思います。どなたかの意見でも、先程見させてもらったら、分けて考えた法がいいのではないですかとおっしゃっているので、当然分けてご提案いただいたらいいと思いますけれども、滋賀県としては、産廃特措法ありきではなしに、これは使うけれども、ではどこまでいくのかというところを明確にさせていただきたいという趣旨で申し上げているということです。

當座委員

部長がおっしゃっていることと上田室長がおっしゃっていることはちょっと違うように。同じというように解釈していいのですか、上田さん。

岡村委員長

調整してください。閣内不一致があったら困りますので。

上田室長

全く同じですけど。

それともう1つ、ちょっと私、言葉足らずでございましたが、生活環境保全上の支障が生ずることが防止できないのであれば、4年でも5年でも6年でもかからないと思います。例えば、今起こっている生活環境保全上の支障が防止できる対策工が最低でも5年かかるということであれば、それは県の責任としてやらな

いといけないと思います。おっしゃるとおりですね。しかし、その中で、効果的で合理的な対応策を科学的知見の中で検討していただくというのがこの委員会でお願していることだと思っております。

當座委員 5年以上かかって、10年かかるといったときにはどうなるのですか。5年だったらいけれども、それ以上はどうなのだと。

山仲部長 今のは、つけ足しとってください。私が言ったとおりです。ですから、産廃特措法ありきではないけれども、使えるものだったら使いたい。それで、それをやるためには目標を設定すると。だから、どこまでの目標を設定するかによって、産廃特措法で行える事業というのは、一定のものになってくると思います。一緒というように考えてもらっていいと思います。

田村委員 僕も、前々回ですか、言わせてもらったとおり、特措法の関係で言うと、措置命令の関係で言うと、本来A案すら存在しないのではないかと。要するに、全量撤去が特措法にかからないのだったら、A案すら存在しないのではないかという話もさせてもらいましたが、今部長が言われるように、工期15年とか20年の話になると、特措法はどこかの部分で切らなければいけないというのは当たり前で我々思っているわけですから、当然2段階でいかなければいけないというぐらい我々は思っているのです。それは、今さら言われるまでもなく、当然の話だと思っております。だから、特措法の範囲にかかる部分はどこまでなのだ、それ以降はどうしていくのだということは当然の話で、分けて考えないと、A案からD案までの話というのはあり得ない。案すらあり得ないので、あの案が出てきたというのは、そこは当然の話だと思っております。それを我々はずっとこれまで論議してきたはずなのです。

岡村委員長 だから、その点は、私も最初に申し上げたとおり、特定産廃特措法の枠内におさまらない限り、対策案は立てられないということではないということです。できる限りの範囲、特定産廃特措法がかかるようにすることが好ましいだろうというだけのことです。

山仲部長 先程田村さんがおっしゃったのは、廃掃法の問題で言っているわけです。ですから、措置命令がどこまでかけられるのか。いわゆる家屋の被害で、全損と見るのか、半損と見るのか、一部損壊と見るのかという話のレベルで、全なのか、部分なのか、問題を解決するのかということなので、産廃特措法とはちょっと違う議論かと思っております。

岡村委員長 ですから、何年かかるかという話とは別の問題です。

當座委員 特措法で全量撤去ということはあり得ない、その法律を適用できないみたいに聞こえてくるのですけれども、たしか他府県では実際に特措法を使って全量撤去されている事例はありますよね。だから、その法律が適用できないということではないと思うのですけれども、それはそれでいいのですね。

岡村委員長 その事業が平成25年3月31日までに完了すればできるのでしょうかね。

當座委員 期間的なことはあるのですけれども、そういうところですね。

岡村委員長 はい。別に特定産廃特措法は全量撤去を認めないとかいうことは何も書いていないわけですから、要件を満たせば当然認められるだろうと。ただ、事業は平成

25年3月31日までに完了しなくてはならないと。

池田委員      ということは、この委員会としては、産廃特措法の適用ができる範囲はそれを適用し、残りの部分は県が責任を持って委員会の提案する対応をやっていくということで合意してよろしいのではないですか。

岡村委員長    というように私は最初から申し上げているように理解しています。ただ、この委員会は、先程の県の対応方針に出ているとおり、あくまで廃棄物処理法の仕組みの上で対策を立てるということを考えているということです。それ以外にいろんな方法は考えられるわけであって、それはこの委員会を超えるわけですから、それは直接知事さんに交渉していただくなり、いろいろ運動していただくなりしていただくしか仕方がないわけでありまして、本委員会は、そういうぐあいに付託の範囲は非常に限られているわけでありまして、残念ながらご期待にはこたえられないということであります。

池田委員      今おっしゃった廃掃法の範囲の対策というのは、今出ている案はすべて含まれているわけですね。

岡村委員長    わかりません、それは検討しないと。だから、私が申し上げているとおり、もうその次のところに行っていたから言いたくないのですけれども、さっきから何度も申し上げているとおり、廃掃法に基づく措置命令として、現段階で、これは事務局に、そういう掘削調査の結果、試料が出てきたのかどうか聞かなくてはいいないですけれども、果たして措置命令として全量撤去を命じることができるかは疑問であると思っています。

早川委員      ちょっとまた話がなかなか先に進まないの、いらつくのですけれども、よろしいですか。

岡村委員長    大分進んでいますよ。

早川委員      先程、もう一度確認しますけれども、有害産業廃棄物と、それから不適正処理された廃棄物と、それによって汚染された土壌等は除去するということになりました。そこまで確認されたということになりますと。

岡村委員長    いや、それはそこまで確認されたかどうかは知らないですよ。

早川委員      知らない。じゃ、確認しましょう。

岡村委員長    有害産業廃棄物についてはそのとおりでありますけれども。

早川委員      確認しましょうよ。そうしないと先に進まないですよ。もう一回確認しましょう。有害産業廃棄物と、不適正処理された産業廃棄物と、それに伴って汚染された土壌等、これを撤去する、除去するでもいいですが、それでこの答申を出すところを確認しましょう。それを確認しないと工法は出てこないですよ。

岡村委員長    しかし、不適正処理されたというだけで即措置命令がかけられますかね。事務局、それはどう考えられますか。

早川委員      ドラム缶を持っていけという措置命令を出したでしょう。あれはどういう根拠かという、不適正処理ですよ。安定型処分場にあるべきものでないわけですから。だから、それは撤去しろという命令をかけたわけでしょう。

岡村委員長    行政当局の法解釈はいかがですか。

上田室長      不適正処分云々という切り口ではなくて、生活環境保全上の支障が生じ、また

は生じるおそれが認められるときに県は措置命令がかけられます。だから、不適正処分されたという中であっても、イコールのものもあるかもしれませんが、そうでないものもあるかもしれません。私どもは、法律上から言うと、生活環境保全上の支障が生じ、または生じるおそれが認められるときということで、これまでこの対策委員会の中でも、その支障についてご議論をいただいていたと思っています。

当座委員

今、不適正処理に関しておっしゃったのですけれども、措置命令、法第19条の5、趣旨の中に、「都道府県知事は、処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上の支障を生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要な限度においてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるように命ずることができることから、これらの者による不適正な処分を把握した場合には、速やかに命令を行い、生活環境の保全上の支障の発生を防止し、又は除去されたいこと」というように書いてあるわけです。だから、「不適正な処分を把握した場合には」という言葉を使って、ただ、措置命令をかけたからといって、すべてそれができるということではないというか、先程上田さんもおっしゃったみたいに、命令は必要な限度においてとされているという制約があるので、不適正な処分に関しては、措置命令の中でこういうようにきちっと書いてあるので、別立てにされるのはちょっとおかしいのではないかなと思いますけれども。

岡村委員長

もう一遍言っていただけますか。

当座委員

不適正な処理がされている場合ということに関しても、措置命令はかけられるということですよ。

岡村委員長

そう書いてありますか。

当座委員

書いてありますね。

岡村委員長

書いていないです。

上田室長

産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境保全上支障が生じ、または生じるおそれがあると認められるときは、必要な限度においてということでございます。

岡村委員長

だから、産業廃棄物処理基準に適合しないというだけでは措置命令は打てないのです、法律上は。法律用語の使い方として、広い場合を「場合」というわけです。その中で一定の場合を「とき」、「とき」でくくっていくわけです。だから、まず廃棄物処理基準に適合しない処分が行われたということが大前提で、その上で、かつ生活環境の保全上支障が生じ云々かんぬんということがかぶってくるわけです。さらに、必要な限度においてというのがかぶってくるわけです。だから、残念ながら、産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われたというだけでは措置命令はかけられないというのが、それがいいか悪いかは別として、現行法の仕組みなのです。

だから、早川委員がおっしゃるのはわかりますけれども、そういう目標を立てたって、最後それが手段に使えなかったらどうしようもないわけです。結局、最後の対策工のところ結びついていくのですけどね。

我々はよく議論しますが、例えば、こういう話をしているのかどうか、最近、湖岸沿いに随分高層マンションが建ちますけれども、ああいうのは景観として好ましくないと。じゃあ、あれを全部建てさせないことを認めましょうということを決めたって、現実には、それは法的には非常に難しい話であって、それが打てなければどうしようもないわけですね。そうすると、またもともとの目標を変えなくてはいけないということになってくるわけです。

私たちは立法者ではないわけでありまして、これから自分たちの目的に合うようにいろんなものをつくっていくということではできないわけですし、私たちが使える手段というのは限られているわけです、遺憾ながら。かつ、今私たちが求められているのは、あくまで廃棄物処理法に基づく措置命令、代執行という仕組みの上での見解を求められているわけですし、何度も申し上げているとおりです。それで周辺の住民の方々に安心していただけるような十分な方法が出せるかどうかということは、私自身、はっきり言って自信はありません。だけど、それは我々の守備範囲を超えているので、いたし方がないことでありまして、その点はまた別途、知事に訴えていただくなり運動していただくなり、そういう方法で解消していただくしかないというふうに思っております。

早川委員 ああの処分場では、有害な地下水が処分場を源として流れている。これは明らかに生活保全上の支障ですね。その原因物質は、あの処分場にあるわけですね。なぜそこにそういうような原因物質があるかということ、不適正処理が行われたからとしか考えられませんよね。ですから、不適正処理された産業廃棄物を除去するというのは当たり前のことじゃないですか。

岡村委員長 ですから、だからといって、それが即全量撤去ということに結びつかないでしょうと申し上げているのでして、それは言えないでしょうと言っているわけです。

早川委員 だから、そこを掘削しろと言っているわけです。掘削して、まず法が定めるところの有害産業廃棄物というものは、当然ながら法的に措置命令の対象になりますよね。

岡村委員長 はい。

早川委員 それから、産廃特措法は、有害産業廃棄物以外のものに関しても、不適正処理されたものは除去しなさいという形になっていますよね。

岡村委員長 除去しなさいとなっていましたかね。

早川委員 除去するということになっていますよね、その有害物にかかわらず。その他産業廃棄物という項目があるわけですから。それと、先程池田委員がおっしゃったように、ドラム缶は不適正処分ですが、それは空で埋めたわけではないわけですから、中に何らかの有害物が入っていた。それが土壌に蔓延しているわけですよ。そういったものも取っていかなければ、生活保全上の支障は除去できないでしょうと。これは、当たり前の話を僕は言っているだけなのですが。

岡村委員長 だけど、特定産廃特措法では、有害産業廃棄物に該当しない廃棄物を除去するまでなっているのですか、事務局。なっていますか。

早川委員 先程確認しましたよね。

上田室長 産廃特措法で、皆さんがこれまで議論してきたのは、生活環境保全上の支障を



除去するための工法として、掘削及び処理、それから原位置での浄化、それから覆土、そういう3つの方法で生活環境保全上の支障を除去せよということは書いています。だから、幅広い議論の中で、今、8案ですか、出ているわけです。そういうことでやっていくのであって、今早川委員のおっしゃるように、その廃棄物をどけなさいというのは。

早川委員

わかりました。処理は入っているわけですね。

岡村委員長

処理も入っていないです。場合によっては原位置覆土でいいのですよ。

上田室長

3つの方法は書いております。

早川委員

書いてありますよね。処理することは必要ですよ。

上田室長

私が申し上げておりますのは、生活環境保全上の支障の除去をする方法としては、掘削及び処理、それから原位置での浄化、それから覆土、それはあくまでも廃棄物の状況に応じて、効果的で合理的な対応策を選択してやっていくのだというように解釈ですから、廃棄物をどけよと書いてあるかということ、書いてあることは書いてありますけれども、あくまでも技術的にも最も合理的、効果的なものを選択した上での話とっております。

山仲部長

厳密に申し上げますと、除去は、さっきから言っているように、支障の除去という言葉しかなくて、3つ挙げてあるのをきちっと読みますと、特定産業廃棄物等の掘削及び処理、原位置での浄化処理、原位置覆土等と書いてあって、支障の除去という言葉は、支障しか書いていないのですよ、いいか悪いかは別としましてね。

岡村委員長

ですから、不適正処理、即、除去とはなっていないのです。

早川委員

なるほど。それで先程議論していて、そこで合意ができるかどうかというところで話がとまってしまっていたわけですが、除去するという話は前回の委員会で合意できているわけですよ。その範囲に関して、より具体的に今話した3つの問題で合意できるかどうかを先に決めましょうよ。そうしないと、B案、C案が生き残るのか、あるいはA案とD案、E案ですか、そういう中で考えるのか、先に進まないではないですか。ここでよろよろするよりも。

岡村委員長

だから、それは対策工のところを検討すればいいのではないですか。

早川委員

どの対策工をとるかという前提ではないですか。何を対象にして我々は今対応しているのかということを考えているわけですよ。それで、何度も言いますけれども、法律の定める有害産業廃棄物と、不適正処理された産業廃棄物と、それらに伴って汚染された土壌等は除去しましょうというところで合意しませんかと私は何度も言っているわけです。それが合意できないのだったらまた違う話になりますから、対策工をだんだんだんだん絞っていかなくてははいけません。絞るためには、まず何に対して対応するのかというところを決めなければいけませんよと言っているわけですよ。話がここで堂々めぐりしていると思う。

岡村委員長

そうです。だから、対策工まで、ある意味では移ってもいいわけです。さっきから言っているとおり、使える手段は限られているわけでありまして、使える手段の範囲を無視してその前提を論じても仕方がないというように私は申し上げているわけです。

當座委員 特措法による支障除去等の方法で、今部長がおっしゃったみたいに、ア、イ、ウと3つ方法が大きくあるということなので、そうしたら、特定産業廃棄物等の掘削及び処理という方法にするのか、イ、原位置での浄化処理という方法にするのか、ウ、原位置覆土等という形のものにするのか、組み合わせたものにするのかというまず大きな考え方の中で、方向性を見出していただけたらありがたいと思います。

岡村委員長 ということは、それは対策工の問題に入ってきているのではないですか。

當座委員 皆さんがアを選ぶのか、イを選ぶのか、ウを選ぶのかによって、自然と対策案として挙がっている中から具体的には何を選ぶというような方向性が見えてくると思うので。

岡村委員長 だから、それで話を進めていっていいと思いますけれども。

早川委員 もし岡村委員長が、今私の言った3つ、有害産業廃棄物、それから不適正処分された廃棄物、その他それらに伴って汚染された土壌等ではないものに対して対応しましょうというのでしたら、積極的に提案してください。

岡村委員長 ですから、単に不適正に処理された産業廃棄物があるというだけでは、私は、措置命令をかけて除去を命じることは、

早川委員 できないわけですね。有害産業廃棄物はできますか。

岡村委員長 それはできるでしょう。

早川委員 じゃ、有害産業廃棄物だけを対象にした対策案を考えますか、あるいは今私の言った3つのものを対象にした対策案を考えましょうかということでもまず決めましょうよ。そうしないと、先に進まないじゃないですか。

岡村委員長 進んでいるじゃないですか。

早川委員 そこでまず決めましょう。そうしたら、次に行くわけですから。委員長は、有害産業廃棄物だけの対応をしようと言っているわけですね。

岡村委員長 だけの対応をしようとはだれも言っていません。

早川委員 じゃ、何なのですか。

(発言する者あり)

岡村委員長 その方がいいかもしれませんね。

では、時間も2時45分ですので、14分ほど休憩を入れて、3時から再開します。

(休憩)

岡村委員長 全部おそろいであるのかどうかちょっとよくわかりませんが、予告いたしました時間を1分過ぎましたので、再開させていただきたいと思います。

先程は、質問についてののところをやっておりまして、どういう目標を立てていくかということで論議になっていたわけでありまして、冒頭にも私が申し上げましたとおり、我々の付託されている範囲は、あくまで廃棄物処理法に基づく措置命令をかけ、そしてその代執行を行うということでありまして、この場合の措置命令は第19条の5でありまして、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、または生ずるおそれがあると認めるときに、必要な限度において措置を命じることができるというこの内容をめぐる議論でありますので、結局これは最後の対策工に結

びつく話でありますから、私は、これ以上議論していても仕方がないので、対策工の方の話に移っていきたくと思いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

當座委員

その前に、先程事業費の90%の2分の1の交付税措置というお話があったのですけれども、それはどこに書いてあるというか、先程の県の方からいただいている特措法の資料の中には3分の1、2分の1というような書き方しかなかったのですけれども、上田さんの説明されたのはどこに書いてあるのでしょうか。教えていただきたいのですけれども。

上田室長

産廃特措法の中では書いていないと思うのです。これは、起債に対する措置でございますので、総務省になります。今、環境省と協議しているのですが、実際に措置してくれるのは総務省になりまして、総務省の中であるのだと思います。私も、今日は持ってきていないのですが、たしか総務省だったと思うのですが、補助金をやめたというような通知の写しはもらっています。

當座委員

わかりました。ありがとうございました。

岡村委員長

よろしいでしょうか。

では、次は、どう進めばいいですかね。最後の報告書の取りまとめについてというところに行った後、もとへ戻ればいいのか、対策工について議論をここでもう一度尽くしたほうがいいのかどうか。これもかなり限度がありそうで、かつ最終的に一本化するように思えないのですけれども、どういたしましょうか。先に報告書の取りまとめについての方に移ってよろしいでしょうか。

質問3の報告書の取りまとめについてでありますけれども、先程お話ししましたとおり、各委員の皆さんの対策工についてのお考えはご覧のとおり異なっておりますので、これらの複数の対策工を報告書に掲げるといことについて、皆さんのお考えをお聞きしたいと思います。ご意見がありましたらお願いいたします。どうも見ている限りは、少なくとも完全に一本にはなっていないということですね。

池田委員

決をとらないのであっても、この委員会としては何らかの方向性を出さないと、併記ではまずいと思うのです、責任が果たせないのです。大勢の意見はこうで、こういう点についてこういう異議があったというか、指摘があったということをお細かく書くことはいいと思うのですけれども、一定の方向を示すべきであると思います。その前提として、先ほど汚染物質の除去の話とかいろいろありましたけれども、支障があるということについては合意されているわけですね、そこに戻ってしまうのですけど。支障があるからここまで議論してきているわけで、それを除去するのにどういう対策がいいかという話になって、その前提は揺るがないですね。

岡村委員長

当然、支障があるからこそ、この委員会が招集されているのだと思います。

池田委員

ですから、その支障のもとになっている原因物質は何かで、その支障を除去するためにはどういう対策工が最も望ましいか。その対策は、時間が限られている特措法も一部視野に入れながら、県の責任を全うすべき内容を委員会として提案するという大枠でよろしいですか。

岡村委員長 はい。大枠でよろしいです。ただ、これは池田委員がご欠席の前回に申し上げたかと思うのですが、私は多数決で決をとるというのにはかなり消極的です。前回は申し上げたことをもう一度繰り返して申しわけありませんけれども、この委員会が住民代表だけで構成されている委員会でしたら、住民の意見としてはこうであったということを多数決で示すということは意義がありますし、また学識経験者だけで構成されている委員会だったら、学識経験者の意見はこうであったということを多数決で示すということは意味があるだろうと思うわけです。そうではないわけで、ある意味混交しているわけでありまして、そういうもとでは、例えば学識経験者の多数が賛成するけれども、住民代表の多数の方が、少数だけれども反対されるという案を多数決で通すというのはおかしいと思いますし、逆に、住民代表の多くの方が賛成されますけれども、学識経験者が、これは結果的に少数だけれども相当数の者が反対するというものを多数決で通すというのも合理的な根拠がないだろうと私は思っています。だから、多数決という形では私は決めたくないなと。

池田委員 でも、今回出されている資料3、各委員の意見というのを全員お出しになれば、おのずと一定の方向というのが出る。

岡村委員長 結果的に誰が多数かはわかると思います。

池田委員 それはいいわけですね。

岡村委員長 はい。

池田委員 今出されていない方に必ず出していただいて、私たちは自分たちの案を提案して、それを若干修正したものを梶山先生が前委員会でご説明いただいたかと思えますけれども、少なくとも出せと言われたものについては全員出して、それを併記する中で、さらにこういう意見があったというような書き方であればまだしも、何ら方向性を示さないような併記という形は非常に無責任であると思っております。

岡村委員長 ですから、私、皆さんの意見を聞く前にここまで申し上げていいのかどうか、しかし前回申し上げたような気がしますので申し上げますと、それぞれの対策工について、これこれの委員がこういう理由で賛成理由を述べておられればですね、であるということで、それぞれの委員の名前を明記していくということが妥当ではないかと考えています。その上で、それを勘案して、知事の方で最終的に決定をいただくという格好で、複数の案を併記するのが妥当ではないかと思っているのですけれども、無理に一本化というのは非常にしんどいという気がするのです。かつ、申し上げたとおり、多数決という格好で、これがこの委員会の決定であるというふうに言うこともしんどいと。しかし、読めばおのずと何人のどういう委員がどの意見にそれぞれ賛成したかということが明らかになるという形で。

早川委員 読めばおのずと分かるというのは。

岡村委員長 失礼。おのずとじゃなくて、ちゃんと委員名を明記するということです。

早川委員 多数意見というか、この委員会としてはこれが最もふさわしいというような結論に達したと。ただし、こういうような少数意見もあったという形なら納得できます。そうではない形で、各委員がみんなこれこれを言っていたというのは、余

りにも無責任なまとめ方ではないかと私はと思いますが。

岡村委員長 それぞれの対策工について賛成する委員の名前が出ますから、それでいいのではないですか。

池田委員 じゃあ、委員会としてはどういうことになるのですか。

岡村委員長 したがって、委員会としては、結論は併記をするということです。

早川委員 それは無責任でしょう。いろんな案が出てきて、これまで議論したわけですから、議論というのは集約していかなければ。

岡村委員長 しかし、集約しなかったわけです、残念ながら。

早川委員 今、皆さんの意見の中で、対策工については、意見はほぼできていますよね。

岡村委員長 対策工についての意見は分かれていますでしょう。

早川委員 ただ、多数の意見はありますよね。

岡村委員長 はい。

早川委員 そして、前回の議論の中で、撤去という形での大筋は方向性として合意されているわけですよね。撤去の範囲をどこまでするかではいろいろ言われていたけれども。

岡村委員長 だから、撤去という言葉で合意されたかどうか、私は疑問だと思います。速記録を見ていないのでわかりませんが。

早川委員 じゃ、今のところ何も決まっていないうように委員長はお考えですか。

岡村委員長 支障、そういう有害物等を除去するという方向では決まっていたと思います。

早川委員 有害物を除去するという事は、例えばB案、C案もあり得るというように考えるわけですか。

岡村委員長 はい。

早川委員 そういう認識では私は前回議論していなかったと思いますけれども。

岡村委員長 しかし、そうなのですから、仕方がないですね。

ですから、申し上げたとおり、私は、もちろん全員の意見が一致すれば、それにこしたことはないわけですがけれども、見たとおり、これは明らかに一致をしていないわけであって、かつ、そういう場合に多数決という形で決をとるとということには躊躇を感じるということです。

早川委員 先程から委員長の意見はよくわかったのですけれども、それ以外の方の意見を振っていただけませんか。

岡村委員長 では、意見のある方、お願いいたします。ですから、今のところ一応合意を見ているのは、最終的に多数意見といいますか、そういうものがあると。それから、少数意見が併記されるというところまではいいわけですね。問題は、多数の意見をもって、委員会の決定した案といいますか、そういう取り扱いをしていいかどうかということで、このあたりは、多数決を昔研究していた哲学者の難しい人がいましたけれども、多数決にかかわる非常に難しい問題だと思いますけれども、意見がございましたらお願いいたします。

尾崎委員 私は、前回も大分言ったとおりで、何も変わらないのですけれども、何案といっても、真ん中みたいなものもあり得るので、それはそれぞれA案とかでよしいけれども、それだけを併記しても余り意味がないなということを思っているの

す。基本方針ということをお前も言っ、一体何をすのだからということ、しっかりと方針だけは大枠でもいいので明記すべきで、それに対して、いや、そうではないのだからというのがあれば、それも併記すればいいですけども、何も言わないで対策工だけの案を併記しても、それはもう既にされているじゃないですか。大したことない話ですね。どうしましょうかと。特措法の話はありますけれども、前回か前々回かお忘れましたが、特措法の範囲内だけでこの話がおさまるとはだれも思っていないですよ。使えるものは使いましょうということもございましたので、それはそれで結構ですけども、全体としてどういう方向へというのが明記されないと、この委員会の意味が余り感じられなくなります。是非、そうでないということも明記されたいと思いますけれども、基本方針は、今まで議論したことを含めて、しっかりと出していったらいいかがでしょうか。

私は既に、有害廃棄物等支障になるものはどけてくださいと。それから、最低限その廃棄物と土壌が接している部分については、土壌もどける必要がおそらくあるでしょうと。ただし、下にある土壌を全部どけるなどということをお私は言っておりません。そんなことをしていたら何十年かかるかわからないし、調べるだけでも大変なことですよ。ただ、明確なところがあれば、廃棄物も、ここはもうだめですよということもあるわけですね。そういうところはしっかりとけて、土壌もどけてというようなお話、先程からあったような話は、明示されたいかがでしょうかと思っております。

池田委員

賛成します。

岡村委員長

ほかにいかがでしょうか。

田村委員

私も今のご意見と同じ意見なのですが、この処分場の支障を来している原因は何なのだという部分をこの委員会として明確にして、除去する部分はどなのだということも、しっかりとこの委員会として方向性を出すべきだと思います。そして、特措法にかかる部分は、時間的限度からここまでであろうと。それ以外の部分についても、県には最大限の努力をしていただきたいとか、こういう方法で完全に汚染がおさまるような対策をとってほしいとか、そういう方向性ぐらいは出せるのではないのでしょうか。そういう報告書にしていきたいと私は思います。

岡村委員長

ほかにいかがでしょうか。

それでは、そういうご意見も強いようですから、委員の多数の意見のあったものを委員会の決というようにすると。そして、少数意見についてはそれぞれ併記して、多数意見についても、それぞれどういう委員がそういう案に賛成したかということをお明記するという格好でまとめていくということによろしいですか。

では、そういうことにしたいと思っております。

それから、お聞きしているところでは、有害物の除去に関する考え方についても、さっきいろいろ討議したわけですけども、見解が分かれているわけでありまして、この意見につきましても全部報告書に記載していくという方向によろしいですか。これも当然、おのずとどれが多数でどれが委員会の見解かということになりますけれども。

では、そういうことにいたしまして、そして肝心の対策工についてはどうなり

ますかね。現在のままの案の形でやっていってよろしいでしょうか。

では、これも、意見が出ていない方については意見を出していただいて、最終的に全部それを明記していくという。

早川委員 資料3を見ますと、提案で最も多かったのは、委員提案のA2案だと思います。D案、それからB案、それから當座さんのE案が少数意見として存在しているというように確認できますけれども、それでよろしいですね。

岡村委員長 はい。

早川委員 となると、委員会で最も多かった、委員会として一押しはA2案という形で答申はできるということですね。

岡村委員長 はい。

勝見委員 私、この宿題を出していませんので、今この場で申し上げるのがいいかどうかわかりませんが、委員の立場上申し上げておきたいと思います。

私は、D案を結論的にはここに書くべきものかなと思っています。ただ、A2案とか、ほかにA案というのは支持されている方はいらっしゃらないのですが、A案を支持されている方がいらっしゃって、それが多数決でこの委員会で決まるということに別に異議を唱えるという気はありません。

A案なりA2というのは、問題がやっぱり幾つかあると。お金の問題とか、それから私が一番気になるのは、周辺の住民の方が本当に十何年間辛抱していただけるのかということです。今日寝て、あした起きたら16年たっていて、きれいになっているというものではありませんので、16年たったら、今幼稚園に行っている子は大人になっているわけですよ。そういう中で暮らしていけるのかというのは、本当に真剣に考えていかないといけない問題だろうと。

それは、技術的にはいろんなことができるだろうと。ただ、A2案で、今日質問が出ていて、技術的な質問は専門家の人に任せたらいいじゃないですかと。それは全くそのとおりで、技術的にかなりクリアできる部分も間違いなくあるだろうということで、A2案について否定的に思っているということではないと。D案でも、やっぱり不確実性が残る部分もありますので、そういう点で安心安全が保障されないのだということを住民の方が思われて、だめだとおっしゃるのだったら、それはそれで一つの考え方ですから、尊重すべきだと思っています。

岡村委員長 どの案でしたか、勝見委員は。

勝見委員 私は、ここに自分が書くのはD案です。幾つかD案でもオプションもあるのですけれども、私が何回か前の委員会で提案したB2という覆土をして水を入れない案があったと思うのですけれども、D案でB2を組み合わせると。D案でも、當座さんが前回提案されているようなE案というのが出てきていて、私、掘削調査の資料も、當座さんのE案の中身も十分承知しておりませんので、結論を早急には申し上げられないんですけれども、ああいう形で、かなり悪いものがある場所に特定できるということであれば、E案というものをD案に組み入れていただくような形も有効なのではないかなと思っています。

池田委員 今、勝見委員から、D案の中で課題を2つぐらいおっしゃったのですけれども、前回出席された山田委員は、北尾団地の方でいらして、苦渋の決断をされて、時

間がかかるのも嫌だし大変だけれども、全量撤去、ここで全量撤去という言葉はまた誤解を生じますけれども、将来、孫子、ひ孫の代を考えたら、それ以外にはないのではないかという結論を持ってこられています。そして、その工事期間中にはどういう課題が起こるかもわからない。それについては、協定を結んだ中で、一部工事を中断したり、さまざまな問題点を住民主導で指摘していく中で、今までのように、たったあれだけのことをするのに、説明がないとって大きく作業がおくれたりという県との不信感の一扫ですね。そういうことを前提としながらやっていくということでご意見を述べられています。議事録も私、全部読みました。ですから、そういうことを地元の方が決断されているということは重く受けとめるべきであって、その上で私たちの委員会が何をここで出せるかというのが今問われているのだと思います。

岡村委員長

私個人は書いていないので、申し上げておいたほうが良いと思いますけれども、私は、迷っているのですけれども、B1、B2の上にD案が乗るべきだろうと。A案というのは、何度も申し上げているとおり、措置命令を全量撤去でかけられるかという相談をもし受ければ、いや、とても恐ろしいというようにしか申し上げようがないと思います。私としては、自分の法解釈としては、廃棄物処理法19条の5を使って全量撤去命令をかけるということとはできないものと考えていますから、私はA案には賛成はできません。しかし、委員会の多数の方がA2案をとられるということを何ら否定するつもりもございません。

田村委員

きのうまで出張していましたので書けていませんが、基本的に私もA2案です。ただし、特措法の関係もありますし、一番問題なのが、有害廃棄物といいますが、要するに除去するものの特性が、この委員会の中でも合意が見られていないというような部分については、やはり担保がとれないと、特措法の中で一定の部分の工事は進んでいったとしても、その後、十数年かかるであろう除去の部分のままになっては困るというのがありますので、許可量オーバーの部分であったり、鉛の部分であったり、しっかりとそこを委員会で確認しておかないことには、私はその担保をとることが一つの大きな対策工の選定に入るというように思っていますので、基本的にはA2案ですが、有害物をきっちりと除去していくのだという確認、それぞれ不適正対応の廃棄物を含めて土壌、その辺も除去していくのだという確認がとれない限り、明確にはどの案ということとは基本的には言えないということです。

當座委員

前回の委員会でE案というのを提案させていただいたのですけれども、追加調査の中で、廃棄物と帯水層が接しているところがどこののだということがわかりまして、その部分、粘土層が削られた部分、浸透水、汚れた有害物を含んだ水が直接地下水に入ってしまうので、そこを何とか修復して地下水汚染をとめていただきたいというような形で提案させてもらっています。

A2案に別に反対するつもりはないですし、これだけ廃棄物の中にいろんなものがまざってしまっている状況の中で、池田先生もおっしゃっていたみたいに、逆にどこに有害物があるのだということを探そうと思っても、なかなか探し切れない部分があって、それであれば順番に出していくしかないのかなと基本的には



思いますし、あそこを安全にさせていただこうと思うと、それが一番望ましいなと私自身も思っているのです。

ただ、今、廃棄物層と帯水層が接している部分からどんどん入って行ってしまって、そこを修復していただくというのは、A2案の中でも、廃棄物を出すときに、優先的にその工事を先にさせていただいて、粘土とシートを併用していただいてもいいのですけれども、それで入り込まないような形をとっていただきたいというのと、高濃度に鉛が埋め立てられている5,000 m<sup>3</sup>の廃棄物土に関しては撤去していただきたいので、この委員会でも、鉛で汚染された廃棄物土を撤去するという方を方針の中に入れていただきたいので、是非決めていただきたいなと思います。

岡村委員長 当座委員の提案はどう取り扱えばいいですかね。最後まとめるときに、対策工の。

池田委員 今に関連してですけれども、当座さんの意見は、この委員会として緊急的にやるべきことの中に、粘土層のどこがくっついているというのがはっきりわかっているところは早急にやるということに盛り込めばよくて、それはダイオキシン類と鉛と水銀の流出を早急にとめるという中で取り上げればいいのではないのでしょうか。それを安全にやるためにどういう工法がいいかということを含めればいいのではないですか。

当座委員 そうしていただきたい。緊急対策の中に入れて、今の委員会の考え方として、多数意見を委員会の考え方とするということでA2案ということになったので、その中でその意見を入れていただきたいということで、池田先生にまとめていただいたような形で、緊急対策として取り組むという形で入れていただけたらありがたいなと思います。

A2案で三者提案されたときに、部分遮水壁ということをおられたと思うのですが、前回の委員会で皆さんから意見が出てきたのをもう一回取りまとめて最終出しますと前に梶山先生が言ってくださったのですが、遮水壁に関しては、最終はどのような形に。

池田委員 遮水壁については、非常に不安を持っていらっしゃる方が多いのも承知しています。いろんな事例でも、割と早い時期に破損したりということもあるんですけども、いずれにしても、あの規模の工事をやるためには、工事に伴う浸出をとめるためにも、何らかの遮水壁は必要ですね。それを全周にするか、上流部分にするか、下流部分にするか、ソイルにするか、矢板にするかとかいうことは、現場の状況を見ながら考えてもいいと思うのです。その基本がしっかりしていないと、今、どの範囲までやるか、どこまでの深さをやるかというのを議論する段階ではない。そこはもっと柔軟に、お金もかかるので、全周やらなくても、上流か下流でとまるのであればそれでもいい。それもやってみなければわからない部分もあるので、その議論に時間をかけるのはちょっと尚早ではないかという結論なのです。その辺は詰めて、デバイスしたバージョンを出したいとは思っています。

当座委員 それで結構かと思うのですが、遮水壁を初めから全周ですということ

じゃなくて、状況を見ながらというお話で、その部分と、実際に漏れているところを修復してとめたときに、地下水汚染がどの程度よくなるのかということも私は見ていただきたいなと思うのです。その上で、本当に全周遮水壁をする必要があるのか、そこら辺は、先生おっしゃったみたいに、現場の状況の中で判断していかななくてはいけない部分もあると思いますし、初めから全周をするのだというような形でないということをお聞きして安心しました。

岡村委員長

当座委員、恐縮ですけれども、当座委員だけちょっと違ったフォームを使っておられるので、書式が違うので、できれば皆さんと同じ書式に書き直していただくと、事務局の方でまとめやすいと思います。

当座委員

というか、今日も出ていましたけれども、この質問の意味がわからないということもあって、なぜこういう質問のされ方というか、そういう文章になっているのかなというので、私は、前回の委員会の流れでというか、これを見せていただいたときに、このままこの様式を使って書く気持ちになれなかったので、私の意見としてはこういうように思っていますというのをまとめさせていただきました。

岡村委員長

じゃあ、済みませんけれども、書きかえていただけますか。そうすると、事務局の方も整理がしやすいと思いますので。

尾崎委員

先程の遮水壁とも関連するのですがけれども、緊急対策として幾つか出されていて、そのことだけは是非整理をしておいた方がよろしいのではないのでしょうか。今、池田先生がおっしゃったように、全周かどうかは、まだ何が一番いいのか、全周をやることも技術的に難しいことも何ともないのですがけれども、するかどうかは別ですけれども、そういうことをやらずに、何もせずにこの工事を進めるなどということはありません。いろんなところで土壌が汚染しているかもしれない、直に帯水層と接していない部分もわからないので、そういうところから漏れ出している場合ももちろんあるわけですね。もちろん、廃棄物をどける、あるいは帯水層と接しているところの土を何とかするというのでしたら、シートをかけるとかいろいろ対策はあるのですがけれども、工事中に雨が降ってきてシートをかけても全然だめです。水みちをつくることになりますので、そこから漏れるということは非常に大きなリスクなので、これはやらざるを得ない。それなしに工事をやるなんて、ちょっと考えられないですね。そういったことが何なのかと。

特措法のこともありますけれども、それも踏まえて、できるだけ完全なものができたらいいですがけれども、数年で全部できるとも思えません。全部どけるとしても十何年の話が出ていて、その中でやっていくにしても、前からいろいろ議論があるように、まず必要なことがあるわけです。それができるだけ恒久的になるような技術的手段であれば、それはなお、かつよろしいと。その最低限のところを示していただかなければならない。例えば、緊急的にどこまでまず取るのですかと。もうわかっているところということを私は申し上げているのですがけれども、何もかも取ることはできません。だけど、悪いところは取っていきましようというのは基本方針としてももちろんあります。ちょっと分けて、しっかりとそのところを方針として示していただきたい。最低限、その緊急のところですね。

岡村委員長 まだそこで皆さんの意見が合致していないところもあるのではないのでしょうか。

岡村委員長 遮水壁が要らないと言っているのはC案ですけれども、C案はたしか賛成している人はだれもいなかったはずで、あとは全部遮水壁が入っているのですよね。

當座委員 A 2 案も遮水壁が入っているのですけれども、その前提が違うと思うのです。中の有害物を全部除去するために、その工事のためには遮水壁が必要だということ、B 案とD 案みたいに恒久対策として遮水壁を設けるというのとでは全然意味が違いますので、何のための遮水壁なのかということを書きたくて書いていただきたいです。

岡村委員長 今、尾崎先生に言っていただいたみたいに、緊急対策としてどこのものを先にどけるのかということに関しては、E 案の中でも、この工事をしてください、粘土の修復をしてください、漏れているところを修復してくださいと言っている箇所の廃棄物土をのける。廃棄物に関しては、洗って、A 2 案は、4 品目はいいということなので、また戻したらいいと思うのですけれども、汚染土壌を出していくというような形で、皆さんの考えを聞いていただけたらありがたいです。

岡村委員長 ということは、どうなりますかね。遮水壁だけを切り出して、特にそれで一本化をするということも難しいみたいですね。事務局、何かありますか。

上田室長 少し事務局から整理のためにご確認させていただきたいのですが、池田委員が早川委員どちらかにお答えいただきたいのですが、A 2 案の遮水壁は、全周は、見ながらやるのですか。今は、全周をやるということでやっています。強度も、ほぼ恒久対策的な強度にしています。今、當座委員のお話ですと、そういう目的ではないということであれば、また考え直さないといけないのですが、その点ちょっとお考えをお伺いしたいのですが。

早川委員 遮水壁は、工事が終わって、中のものが全部掘削されて、有害なものというか、その有害なものの範囲にもよりますけれども、地下水汚染を引き起こさないような状態のものだけになれば、遮水壁がある意味がありませんよね。だから、基本的にその時点で遮水壁の役目は終わりです。そういうように考えています。

上田室長 全周はいかがでしょう。全周はしなくていいのですか。

早川委員 基本的には、全周ということがあり得るというか、そういうことで考えています。ただ、全周じゃなくても大丈夫だという状況が生まれれば、全周をわざわざする必要はないと思います。ただ、この遮水壁というのは2つの意味がありまして、1つは上流から水が入ってくるのを防ぐという意味合い、もう1つは汚れた水を外に出さないという意味です。その両面から考えると、やはり全周というのが必要ではないかというのが基本的な考え方です。

上田室長 以前の対策委員会の中で、全周にすべきかどうかということで専門部会でもご議論いただいて、お答えとしては、全周をやらないとその間の地下水汚染がとまらないということで、一応専門部会で議論があったわけですが、目的が変わってくると、その間は少しでも地下水汚染は出ていていいという考え方も入ってきますので、そこをちょっとはっきりしていただきたいのです。そこははっきりしていただきたいのです。だから、全周でやるという案なのか、様子を見ながら。

早川委員 全周で基本的にはやると先程言っています。

上田室長  
早川委員  
當座委員

それでいいですね。

はい。そういうことです。

A 2 案で、全周遮水壁でやるというお話ですけれども、何のための全周遮水壁か、そこを言っておかないと、恒久対策のための遮水壁ですというのと、これは緊急対策で、中のものを 13 年かけて出すための遮水壁ですというのとでは全然意味が違います。そこは、とり間違わずにというか、全周遮水壁をすればいい、恒久対策、緊急対策を取り除いてというのは、そういうとり方はしないと。

早川委員

何度も言っておりますけれども、遮水壁は手段であって目的ではありません。周辺環境に影響を及ぼす廃棄物を除去する工事のための手段です。それを間違えないようにお願いします。

田村委員

専門家の方も、工事をするには全周遮水壁が望ましいだろうということですが、先程から言われているように、僕も言っていますように、結局、支障を起こしている原因となっている物質を除去してほしいというのが大前提であるわけですね。そのための工事であれば、遮水壁は当然必要でしょうとなるわけです。ところが、先程の特措法のことでもいろいろあったように、あと 4 年しかないとかどうこうという話の中で、やはり住民が一番不安に思っているのは、全周遮水壁は、有害物も取りますよとかというような話をしながら、実際のところは、それ以降は特措法以外なので、もうこれで終わりですよということになることが怖いわけですよ。その担保をしっかりとこの委員会としてとっておかないと、住民の不安というのは一生消えないのです。その部分として、全周遮水壁をして、その中で支障を起こしているような原因になる物質は全部除去しましょうという大前提があれば、これは住民の方も納得してくれるとは思いますが、それがここでしっかり明記されないような状況であると、これは恒久対策じゃないかと言われたってしょうがないと思うのです。

私、県の職員の方に忘れないでほしいのは、國松知事も、全国に自信が持てるような対策をとりますと言いました。嘉田知事も、就任早々にこの問題について謝罪されました。そして、検証委員会も、こういう状況の中で、県の不手際もしっかり立証してくれたわけです。そういった意味では、しっかり反省して、そのことは住民の思いとしてあるのだということは認識しておいてほしいのです。だから、委員会として、その部分は明確にしておいてほしいのです。それがないと、やっぱりどうしても、特措法でやったけれども、それ以降、予算がありませんよと。この間も、県民合意が必要だと。当然の話なのです、税金を使うから。でも、この対策委員会としてはこの方向が望ましいという一定の方向性を出さないことには、出して、いずれにしても結果は県が決めるわけです。そこは、県は県で今言ったことも認識しておいてもらわないと困るということを私はつけ加えておきたいと思います。

岡村委員長

ですから、申し上げているとおり、何度も言っていますが、私、心情的には A 案に賛成するのですけれども、効率論としては A 案には賛成できないと言っているのですけれども、A 2 案が多数で、この委員会の意見である以上、それはできる限り知事には尊重していただきたいと思っています。ただ、最終的な判

断は知事の判断ですから、それと違った判断が行われても、当委員会としてはいかんともしがたいことです。

早川委員

次の段階で、答申の素案がせっかく出ているので、そのチェックをしていってはどうかと思うのですが。

岡村委員長

では、それに入ってもよろしいですか。

當座委員

先ほど尾崎先生も言ってくださった緊急対策として、A 2 案の中で先に手をつけるところとしてという部分では、どのような形で。漏れているところを修復するというを緊急対策に挙げていただくということによろしいのでしょうか。もう何もしないということじゃなくて、そこを。

池田委員

A 2 案の提案の中にもありますように、緊急対策としては、まず遮水壁をして流入、流出をとめるということが前提です。前提としては全周ですけれども、それが全周ではなくてもいいという明確な技術的な担保があれば、全周ではなくてもいいかもしれません。別の方法でもいいかもしれません。流出、流入をとめて、その流入をとめるためには、枠だけではなくて、上から降ってくるものもとめなければいけないので、上にカバーをしましょうということをしているので、その工事の過程で、それをするによって、入ってくるものと出ていくものが相当程度とまるわけですから、周辺の地下水への汚染がある程度食い止められるでしょうと。

それをやった中で、次のステップとして、中を徐々にいきなりピンポイントで、ここが地下水と触れているところなので、そこから掘りましょうということがあれば、それを優先してやることもいいと思いますけれども、それがどこかわからない、あっちにもこっちにもあるかもしれないので、今のところは、それはまだ明記していません。このポイントから掘り出しましょうとかいうことは言っていないで、周辺の住民の方との距離感とか、過去の掘削調査からどこにどういうものがあるかというのが概ねわかっていれば、そういうものを考慮した上で、あるいは搬出ルートを確保しながら、どういう順番でやっていきたいと思いますか。これはちょっと提案していますけれども、もっと具体的にピンポイントでわかっていて、触れているところがあるのであれば、そこをやってもいいと思いますけれども、その話は、より具体的かつ技術的な話なので、今ここで詰めなくてもいいと思うのです。もしA 2 案であれば、おのずと緊急対策はされていくわけですから。違いますか。

當座委員

今おっしゃったみたいに、順番にやっていくと。どこから優先的にというのはまだ考えていないということで、おっしゃるみたいに、もう少し調べたらほかにもあるかもしれないというのは私も思っているのですけれども、今わかっているところをまず手当てするというのでお願いしたいなと思いますし、市の調査委員会の方からもそういうような要請も出ていますので、そこら辺はそういう方向で考えていただくという形でもいいですし、そういう文言を入れていただきたいなと思います。

尾崎委員

どこからというのは、技術的なこともあって、私はむやみに端からやったらいいということには同意していないのですが、わかっているところから、しかも土

(3)  
委員会報告  
答申案  
について

木工事的にやりやすい方向でと。これは、ここで議論したってためなのですね。土木工事は土木工事のやり方がありますし、汚染除去は汚染除去のやり方があるので、技術的なことはそちらへ任せて、むしろここで決めなければいけないのは、しっかりとわかっている部分、それから帯水層と接している上の廃棄物層は、有害かどうかにかかわらず、何らかの措置をしたほうがいい。何もしないと、どこからか水みちをつくって地下水汚染をずっと引き起こすであろうということは大体はっきりしているのです。それが優先度なので、そういうところのある程度の合意で、あとは技術的にやりやすいところで危なそうなところからということで、事細かに決めることはないのではないですかね。そういった合意だけが必要であろうと思います。

岡村委員長  
勝見委員

ほかにございませんでしょうか。

多数決ではないけれども、A2案というものを委員会として出していくということだと、資料4の話、技術的質問は、ここで議論すべきことではない、専門家がやればいいということではあるのですが、幾つかは現実的にちゃんとできますよというのをある程度示していただかないと、絵物語を書いていますよというようなことにならないとも限りませんので、この場で議論することではないにしても、最終的にはある程度の答えを出していただくべきなのではないかと思えます。

池田委員  
岡村委員長

それは当然だと思います。

では、お願いいたします。

では、よろしければ、先ほど早川委員から提案があったとおり、委員会報告(答申)素案の方に移っていきたくと思います。

これは、前回の事務局素案に委員の皆さん方の意見を取り入れるという形で修正するという事に決まりました。既に委員の皆さんへは事前に配付されておりますけれども、先に皆さんからいただいておりましたご意見をできる限り取り入れて修正された素案が資料として用意されておりますので、これについてご意見を伺いたくと思います。

私個人から申し上げてよろしいでしょうか。私、43ページの「おわりに」の部分は、大々的に削除あるいは改正をしていただきたいと思います。

まず最初に、委員会の独立性ということでもありますけれども、「委員会ではなく事務局(最終処分場対策室)が、委員長や専門委員の選任、審議の日程・内容等を差配することが、しばしば問題となった」と書かれております。しかし、通常、委員会を立ち上げる場合、委員長をだれにするかということを考えるのは事務局の当然の職務であって、そのことを特に問題にするまでもないだろうと思えます。それから、専門委員の選任に関しましては、本来委員長の私がやるべきであったのですが、しかし私は、2回目に突然出てきて、突然委員長にさせられたという言い方は悪いですが、なったわけでありまして、各委員の先生方のバックグラウンドを全然知らないわけでありまして、この場合には、事務局の提案どおり私はとりまして、それはやむを得なかったことでもあります。したがって、そのことについて目くじらを立てても仕方がないと。それから、審議の日程・内

容等につきましても、委員会自体がこれをやるということは非常に困難なことでありまして、基本的に事務局に依存せざるを得なかったということは、仕方がなかったことではないかと思えます。したがって、このことを特に批判するということには私は反対であります。

それから、その後、最後の3行ですけれども、「そのことを考えると、委員会の独立性の確保とその重要性について、配慮と認識が足りなかったことは否めない」ということで、あたかも事務局が委員会の運営にかなり口を差し挟んだというような書かれ方になっているのですけれども、委員長として正直申し上げますけれども、何回目かの会議で私、正直に言っているはずです。今日の委員会の開会に先立って、一度も事務局と打ち合わせを行っていないと。かつ、委員会の最中に、一体事務局は、今日はどこまでやれと言っているのですかということを知っているように、これは委員長としては非常に残念であったことでありまして、私とすれば、事務局から各回、こういうことを問題にします、できればここまで話を持っていてください、できればこういう方向であればありがたいということを知っているならば、それなりに運営ができたのですけれども、現実には、全くほとんどの場合、今日の場合も、火曜日の夕方に20分ほど上田室長と打ち合わせをして、先程始まる前に20分ほどまた上田室長と打ち合わせをただけであります。そういう点では、悪い意味では、私にとってみれば放し飼いにされたようなものでありまして、逆に言えば、事務局がそれだけ委員会の独立性を尊重したのだらうと思えます。そういう点で、この記述も私は相当ではないと考えております。ですから、この委員会の独立性という項目を特に立てること自体、私は反対いたします。

それから、行政対応検証委員会との連携は、本当はそのとおりだったのでしょいうね。行政対応検証委員会の審議が先行していればよかったのですけれども、同時並行して、これはやむを得なかったことでありまして、こういうことが理想的であったということは、それはそれでいいだらうと思えます。

それから、情報公開の徹底については、基本的に達成されていたのではないかと思います。委員会自体、住民代表の方を加えているわけでありまして、それで一定程度住民参加ということは達成できているわけでありまして、この場合、毎回会議を栗東市において、「平日・昼間」ということです。平日の夜にやるとか、あるいは休日にやるということになると、今度は出ている委員の側に非常に大きな負担をかけるわけでありまして、この点は確かに栗東市がもっと交通の便のいいところがあればよかったのですけれども、そうではないことを考えると、このことをとりたてて「阻んでいたと考えざるをえない」という言葉で書くのは行き過ぎではないかと考えております。

委員長としては、この「おわりに」の部分にそういう点でひっかかりましたので、申し上げさせていただきます。

どうぞ、ほかにご意見がございましたら。

それから、情報公開の徹底という点では、議事録は今のところまだ1月の段階までしか出ていないですね、ホームページには、それがおけているのは、やや

遺憾でありますけれども。

どうぞ、何でも結構です。

早川委員                    どこの場所から議論してもよろしいのでしょうか。

岡村委員長                どこでも結構です。ページをおっしゃってください。

早川委員                    34 ページの対策工実施の基本方針で、私が提案しているのですが、基本方針のア) というのは抜かしがたいと思います。「行政対応検証委員会の答申にあるように、事態をここまで悪化させたのは、滋賀県が地域住民の声を度々無視し、信頼関係を構築できなかったことが大きく影響している。そこで、支障除去の基本方針として、地域住民との連携を強化し、互いの合意と納得の上で問題解決に当たることをすべての対策の大原則とする」と。文言は多少変わってもいいのですが、行政対応検証委員会の中で地域連携の強化ということをやっているわけですから、それを踏まえてこの対策工に当たるのだということをやまず最初を書くべきだと私は考えます。文言にはこだわりません。要するに、地域住民との連携を強化する、そして互いの合意と納得で進めるのだということをや原則の冒頭に第1に掲げるべきだと思います。

岡村委員長                文言にこだわらないということですが、法律家としてこだわると、「互いの合意と納得の上で」とまで明記するのはちょっとしんどいなという気がします。

早川委員                    法律的な文言で言うと、どういようにしたらよろしいのですか。

岡村委員長                「互いの合意と納得が得られるようにして」とか。

早川委員                    それで結構です。その程度でしたら。

岡村委員長                そうしないと、一切合意がない限り県知事が動けないということになってしまいますので、そこまでは言えないと思いますので。

早川委員                    「得られるようにして」で結構です。

岡村委員長                どうぞ、ほか何でも結構です。

池田委員                    今の34 ページのところですが、下の方の囲みのところで尾崎先生もご指摘になってはいますが、ここの基本方針のところ、緊急的にやることと恒久的にやることというのを明記した方がいいのではないかと思います。

岡村委員長                この残り数日間で書けますかね。

池田委員                    もうその議論はかなり出ているので、それをまとめればいいのではないのでしょうか。

岡村委員長                事務局、書けますか。

上田室長                    先程までの議論をお伺いしておりますと、A - 2案、B案、D案と出ている中で、B案にしてもD案にしても、基本的にそれが恒久対策というスタンスでございます。A2案については、遮水をして、一定何かしてというのがおそらく緊急対策の位置づけになると思うので、ここでは書きにくいんですけど。

早川委員                    前回の委員会で、私、修正案を出していますよね。その中のものが入っていないのですが、たしか緊急対策と恒久対策に分けて実施するというのを方針の中に入れていたと思いますが。

上田室長                    今申し上げたように、A2案で1つであれば、緊急対策、恒久対策は比較的書きやすいと思うのですが、B案は、それが恒久対策ですので、書きにくいと申し



上げています。

早川委員 委員会としては、多数案がA 2案になっているわけですね。

上田室長 そうしたら、全員聞いた中でということですね。わかりました。

岡村委員長 ほかにいかがでしょうか。

当座委員 34ページの対策工実施の基本方針のオ、「対策工の終期は」という部分ですけれども、「対策工の実施後に支障が認められず、将来においても支障等を生じないことが確認でき、なおかつ廃棄物処理法の安定型処分場の廃止基準を満たした時期を原則とする」というような文章にしていきたいと思います。

岡村委員長 よろしいですか。

上田室長 済みません。聞こえなくて。

岡村委員長 では、当座委員、もう一度。

当座委員 34ページ、(1)対策工実施の基本方針のオです。対策工の終期に関してなんですけれども、「対策工の終期は、対策工の実施後に支障が認められず、将来においても支障等を生じないことが確認でき、なおかつ廃棄物処理法の安定型処分場の廃止基準を満たした時期を原則とする」という文章にしていきたいです。

上田室長 35ページのイ)のことでございますね。当座委員の意見のここですね。

当座委員 はい。

今日いただいている資料2の答申素案の中には、前回の意見が全部は入っていませんというようなことが案内の中に入っていたと思うのですが、それは実際には皆さんの意見をというか、全部。

上田室長 質問とかいうところとか、文章の中に書きにくいところは枠出しにしています。それから、そのまま入れやすいものは入れていますし、入れにくいのは枠出しにしています。質問等については書いていません。そういうことで整理したのですが、すべて網羅するというのはなかなか技術的に難しかったので、そういう整理で書かせていただきました。申しわけないのですが、もう一度確認していただいて、ここは入れよとか、ここは全体を見てみるともうよいという話であれば、それでよからうかと思えます。例えば、資料の2ページ、行政対応検証委員会の検証結果の概要ということで、これはすべて加筆させていただいています。ずうっと書かせていただいているところでございます。

池田委員 現存する焼却炉の撤去の話は、A 2案では緊急対策にたしか入れていたと思うのですが、議会での知事の答弁その他を見せていただくと、来年度予算化してされるというような話も出ていますので、その辺の県の計画も踏まえて、来年度それが先行的にやられるのであれば、その話は書かなくてもいいかもしれませんが、その辺を明確にしていきたいのですけれども。

上田室長 議会の議決がまだ、予算特別委員会の決議はまだ。24日が最終日でございますけれども、要求自体は、焼却炉のダイオキシン類を除去するということで予算要求はさせてもらっています。それと、2年がかりということになっています。と、いいますのは、詳細設計のお金を積んでおりますので、その後ということになりますので、6カ月ですけれども、2年ぐらいかかってしまうという思いでございます。

- 池田委員 その話がどうなるかによって書き方が、解体撤去なのか洗浄浄化なのかとか、そういうことが曖昧なままになるといけないので、もし単独でそれが動くのであれば、いついつまでの時期にどうなるというのをどこかに注書きでも明記しておく方がいいと思うのですけど。
- 上田室長 大変申しわけないのですけれども、どちらかという実施計画の中での記述になる部分も大きいので、情報として、今県は予算的にはそういうものを要求しておりますので、その中で、もう少し詳細を積み上げた中で説明をさせていただかないと、今の段階では具体的に。議論の中では、現状でできる、現状でできないという議論もされておりますので、そこはちょっと詳細設計をさせていただきたいと思っています。
- 池田委員 そうであれば、緊急対策の中に焼却炉の撤去、除去というのを入れるべきかなと思いますけれども、いかがでしょう。
- 上田室長 入れさせていただきます。
- 乾澤委員 私としては、地下水の汚染防止対策というのをまずしていただきたいという思いがあるのですけれども、そこら辺で、どこかに記述ができないだろうかというのが1点ございます。
- それともう1点は、A2案ということで、廃棄物の受け入れ先の議論を余りしていないのですけれども、これが不可欠であるということで、課題として書いているのですけれども、その辺がどうなのかというところは、余り議論していないところがございますので、あるのかどうかと。
- 岡村委員長 これは、問題になったとおり、書くのは難しいですね。A2案が想定されている場所に持ち込めということは書けないでしょう。
- 池田委員 今の委員長の話ですけれども、A2案の中で、新しくできる処分場にも持っていったらどうかという提案をしていますけれども、そこに全部持っていけとは言っていないのであって、フェニックスだけではなくて、ほかのところも想定してはどうですかと。費用の観点から、あらかじめ大阪湾フェニックスありきではなくて、もう少し多様に、内容によって、近いところとか受け入れられるところというのを検討してはどうかという趣旨だと思います。
- 岡村委員長 特に地点は出さなくてもいいということですか。
- 上田室長 実は、D案も廃棄物をどけるようになっていっているのです。だから、それはまた受け入れ先があるのです。ただ、乾澤委員がおっしゃっているのは、量が大きいからということでございますけれども、それは報告をまとめている中で、県として実施計画の中でどうまとめるのだという形になると思いますので、実施レベルのものについては、確かに大きな問題ですけれども、そういうレベルの中でまた評価をいただきたいと思います。
- 池田委員 そうですよ。持っていき先がないからそのままいいということにはならないわけですから、当然、その時点になって、どこに持っていくのが最適かというのは子細に考えられるべきだと思います。
- 上田室長 今、試算はフェニックスということでさせていただいているのですが、きのうも関西テレビで報道があったのですが、フェニックスも経営破綻で難しいという

	<p>ような報道がされているようでございますので、どちらの案にしましても、廃棄物は一定出していく必要もあるかと思っておりますので、また考えていきたいと思っております。</p>
勝見委員	<p>細かいことかもしれませんが、12 ページで地層の話がありまして、技術的なことになるのですけれども、まず6行目で、「十分な遮水性能を有していることが確認された」というのは、遮水性能は透水係数だけでは決まらなくて、透水係数と層厚の両方で決まりますので、それをちゃんと書いていただいた方がいいのかなと。この委員会報告（答申）というものの位置づけがどういうものかということにもよりますけれども。</p> <p>それから、その図の下に難透水層の分布というのがあって、文章で、難透水層のうち、これこれは広く分布していることが確認されたとだけ書いていらっしゃるのですが、もう少し根拠を書いていただきたいと思っております。</p>
岡村委員長 早川委員	<p>それもお願いいたします。</p> <p>30 ページの私の加筆部分なのですが、なぜこれを入れたのかということをやっと説明させていただきたいのですけれども、第6回の議事録を見ますと、環境省の財団の方がこのように述べているのです。「廃棄物処理法の中での生活環境保全上の支障というのは、行政処分の指針という環境省が出している通知文があるのですけれども、その中で、社会環境も含めて生活環境保全上の支障というように考えて差し支えないですよという表現はされています。そのとおりです。」と書いてあるのです。ということは、ここに社会環境の部分がないと、この処分場は社会環境の支障を及ぼしていないということになりはしないかということをごく懸念します。やはり社会環境において支障があったということは答申案に盛り込むべきだと私は思いますので、ぜひア)のところを入れてください。</p>
岡村委員長 當座委員	<p>結構かと思えます。</p> <p>先程、どういう対策工をとるかという話の中で、委員長が、私がA2案に賛成なのかE案なのか、どちらですかと聞いてくださったので、その意味がよくわからなかったのですけれども、基本的にこの答申の中に、対策工、多数の意見ということで、委員会の考え方としてA2案が載り、少数の意見として、ほかの案を支持されている、B案とD案と。検討したものが全部載るのではないですね。少数意見という形ですね。</p>
岡村委員長 當座委員	<p>例えば、38 ページのものをこの形で載せるつもりですけれども。</p> <p>全部載せるという形ですか。</p>
岡村委員長	<p>はい。ですから、E案が入るのだったら、ここに書いておかないとまずいので。ですから、E案として書いた方がいいのか、それとも當座委員が自分で出されたので、A2に加えるような格好で書いていただくというような格好で、実質そういう内容を書いていただく方がいいのか。</p>
當座委員	<p>E案として挙げていただく方が。</p>
岡村委員長	<p>いいですか。</p>
當座委員	<p>はい。</p>
岡村委員長	<p>じゃあ、申しわけないですけれども、どういように書けばいいのかを事務局</p>

と調整して。

當座委員 前回の委員会のときに、E案という形で、全部この様式に沿って文章は書かせていただいているので、それをつけていただいたらいいと思います。

岡村委員長 大丈夫ですか、事務局。

上田室長 期日が、次26日までなのです。それで、載せ方を、例えばD案の隣にE案ということができるかどうかはちょっと自信がないのです。だから、E案を次のページに書かせていただくとか、そういうような作業になるかもしれませんが、例えばD案みたいに簡単に書いている部分もございまして、そういう形になるかもしれませんが、そういう形をお願いしたいのですが。

當座委員 D案までで多分いっぱいだと思いますので、それプラス、一番後ろにでも、E案を前回の委員会で出していただいた形で挟んでいただいたら、それで結構です。

上田室長 一応整理した形で、同じような対応でさせていただきたいと思いますが、ちょっと時間的な問題がございまして、すみません。

岡村委員長 記載される内容については、事務局の方で把握されていると考えていいですね。大丈夫ですね。

上田室長 できます。

田村委員 8ページなのですが、以前から鉛のことは言っているのですが、この部分も、上から4行目あたりを読みますと、県が粘土層で覆い埋め立てをさせたわけですから、安定型処分場に、実際は安定型処分場の体はなしていないと言いながら、そこに埋めたという部分については、一時的なのかどうかという部分は、その辺の根拠も含めて書かないと、これはやっぱり誤解を生むのではないのかなと思っています。ここに対する県の思いというのはどういう考えなのか、ちょっと聞きたいと思います。

中村主席参事 経過を申し上げますと、RDの最終処分場で掘削調査をする段階で、分析項目を幾つか絞って分析させていただきました。その中で、鉛の溶出試験もさせていただき、幾つかの含有試験もさせていただきました。その中で、鉛の含有試験をしたときに、土壤汚染対策法に基づく基準というのは150というのがございましてけれども、それを超えるものが検出されたという経過でございまして。

ただ、そのときも申し上げましたけれども、土壤汚染対策法というのは、そもそも廃棄物が埋まっていると言われる埋立処分場には適用されない、そういう法律の体系になっておりますので、これを命ずることは基本的にはできません。ということで、土壤汚染対策法におきましても、そういったものが見つかった場合は、それが飛び散らないように覆土をなささいというようなことになっていることから、より念を入れるために、その鉛を含んだ150を超えたと思われる部分については粘土層でくるんで、できるだけ水が入らないように、また飛散しないように、念のためにそういう形をやらせたというような経過でございまして。詳しく書けば、そういう形になるかと思っております。

田村委員 結局、安定型処分場に鉛があっているのかという話になるわけですよ、土対法はそうだったとしてもね。だから、これは仮置きなのか、そういうような形の中

で置いたのだとか、そういうことをしないと、どこの安定型処分場でもこうやってやりますよ、そんなことを言ったら。

中村主席参事

基本的には、どの処分場でも、はかれば出てくるだろうと思います。あくまでもこれは念のためにということでやらせたケースでございまして、先程申し上げましたとおり、廃棄物処理法上、命令がかけられるかということ、ちょっとそれは無理、法律上には該当しないという形になろうかと思っております。

田村委員

時間がない中で大変申しわけないけれども、じゃあ鉛は埋めていいということなのですか。これはやっぱり大きな問題でしょう。まだ安定型処分場なのですよ。

中村主席参事

この 150 という数字につきましても、自然界において、極端な話、人間が生活している近くにおいても鉛というのは一定検出されるといったような前提のもとに、150 という数字が出てきております。そこらの土を見ていて、鉛がゼロといったものは決してございませんので、そういった境目の中での判断で、150 というのが土壤汚染対策法の中で定められていると。

何度も申し上げますが、そういった場合においても、撤去というようなことは、基本的には土壤汚染対策法の中でも、そこを今後も掘ったりいろいろさわる場合につきましては撤去ということが述べられておりますけれども、将来的に手をつけないといったような部分につきましては覆土で対応することもよしとされておりますので、現時点でここをいろいろ掘り返すというようなことでなければ、このままで置いておく方が、鉛を含んだものを飛散させるといったようなことを考えますと、このままの方がいいのかなと、現時点ではそんなように判断しております。

田村委員

土対法ではそうでも、廃棄物処理法ではそうではないわけでしょう。埋めてはいけないわけでしょう。県が都合のいい法律ばかり使ってやるのはどうかと思いますよ。

中村主席参事

あくまでも鉛を埋めていいという話ではなしに、土砂の中にも当然鉛等が含まれておりますので、そういったものが持ち込まれた場合についての考え方でございますので、今申し上げたとおり、鉛そのものが積極的に持ち込まれたといったような場合とはちょっと違いますので、その点につきましては、積極的に鉛が持ち込まれたというところまではこの時点では判断できなかったということでございます。

當座委員

今の件なのですけれども、土の中には鉛が少量ありますと。その少量が集まって 150 を超えましたというように聞こえて仕方がないのですけれども、鉛が単独で入ってきていなかったかもしれませんが、それだけ鉛に汚染されている。あそこは、金属というのは扱えない、許可されていないのですよね。ましてや、土対法は適用されませんが、その基準をオーバーしたものと。許可されていないものがある。それも、ましてや有害なものだと。県は住民に何と言ってきたかといったら、有害なものが処分場があれば、それは出しますということとをずっと言ってこられたわけです。そんな中で、そういうことを言われてもというか、ここは廃掃法できちっと見ていかなくはいけないのに、違う法律を持ってきておっしゃるといことがすごく納得いかないなと思います。

早川委員 今結論が出そうにないので、別の案件で言いますけれども、今の違法埋立の詳細のところでは3件あります。

1件は、中央部の掘削調査がその後行われて、もっと詳しいデータが出ていますよね。ドラム缶が何本出てきたとか、今回の掘削調査の結果部分を入れて文章を書いていただきたいというのが1点目です。

2点目は、その他のところに、浸透水の問題と高アルカリ水の問題が2つ含まれているのですが、高アルカリ水の問題は、行政対応検証委員会でも1項目立てて問題になっていて、対策は完了したと書いてあるけれども、これは完了しているとは言い切れないというように行政対応検証委員会でちゃんと批判されているわけです。ですから、この高アルカリ水問題は1つ別立てにして、もう終わった問題だというようなニュアンスにはならないようお願いしたい。それが2点目です。

3点目は、僕が書いてあることなのですからけれども、チタン廃トレーの違法問題、これもはっきり行政対応検証委員会の中で取り上げられた問題ですから、平成12年6月22日に、チタン酸カリウムの焼成に際して使用された廃トレーが発見された。これは許可外ですね。これも違法埋立ですから、しっかり書くべきではないかと思いますが。

上田室長 チタントレーは、私どもの整理では区域外埋め立てだったと思うのです。だから、区域外であって、チタントレー自体はガラス・陶磁器くずに該当するものなのです。視点が生活環境保全上の支障です。

早川委員 許可区域外の埋め立てというのは、違法埋立じゃないんですか。

上田室長 そうです。

早川委員 だから、そう書けばいいのと思うのですが。

上田室長 許可品目外とおっしゃったので、そこをちょっと。

早川委員 許可区域外の埋め立てはいけないのでしょうか、だからこれは違法埋立でしょうと言っているわけです。それがなぜ入っていないのですかと言っている。

上田室長 入れさせていただきます。

岡村委員長 ほかにいかがでしょうか。

當座委員 それぞれの場所で意見を出して、記載してくださっているのですけれども、これは今ここで全部説明しなくても、意見として言わなくても、こういう形で書いていただけるということで理解したらいいのです。

岡村委員長 どうでしょう。事務局の説明では、入りにくいから、そこに出しているということで、事務局としてはどう入れていいかわからないということで出ているのですけどね。

當座委員 そうしたら、1つずつ、そのページごとで見えないといけないのですか。

岡村委員長 しかし、やっているとお変ですよね。

當座委員 そうですね。大変ですね。特に気になったのが、総水銀のことに、不明だというように記載。何ページでしたか。今、ページ数がわからずに。

水銀の発生源というのは不明だという言葉で書いてあったのですけれども、もう少し違う言葉で表現していただきたいなと思います。水銀についての調査もし

といただいでいて、専門部会の先生方が意見を挙げてくださっていたと思うのですけれども、その中でも、地下水の専門家の先生が言ってくさっている意見に私は同感していたのですけれども。

岡村委員長 當座委員、何ページかわかりますか。

上田室長 35 ページですか。

岡村委員長 そうですね。

當座委員 「経堂ヶ池下流の総水銀による地下水汚染は、当処分場が汚染源であるか断定できないまでも、それを否定する材料もないと考えられる。むしろ現時点のデータからは処分場が、何らかの関わりを持っていると推定される」というような言葉に変えていただけたらありがたいなと思うのと、あと、全体としてというか、この処分場は安定型処分場なので、「RD」と「最終処分場」の間に「安定型」という言葉を入れていただきたいなと思います。

岡村委員長 水銀の点はいかがですか。

上田室長 以前に、水銀の問題については、水銀を範疇に入れるということであれば目標にしないではいけなと。そこら辺がよくわからないので、こういう表現でございすけれども、當座委員の意を受けて、もう少し検討ささせていただきます、表現はさせていただきますと思います。確におっしゃるように、専門委員さんの方は、非常に濃いなというお話はあったのですが、断定できないという状況であります。

岡村委員長 よろしいでしょうか。余り細かいところをそれぞれ詰めていすすと、今日は時間が限られておりますし、かつ、今日で大体の大枠ができましたので、事務局の方で、まことに時間が短くて恐縮でありますけれども、できる限り組み込むような方向で考えていただいで、組み込めないものについては、次回それぞれここで審議をして決めると。大きな問題はそれで片づけて、小さな問題としては、あとは、申しわけないですけれども、委員長、副委員長に一任していただくという方向でまとめたいと思います。

上田室長 梶山委員のご意見で、目次をごらんいただきたいのですが、「RD最終処分場問題について」にして、すぐに「RD最終処分場において実施されるべき対策工」という結論から先に持っていけというご意見がございましたが、それはどのような形で考えさせていただきますましよう。

岡村委員長 私は、今の書き方でいいと思います。最後に結論を持ってくるという格好で。

上田室長 それはいろいろ思ひもございすし、決めていただいたら、またそういう形で直ささせていただきますと思っておりますけれども。

岡村委員長 私個人は、余り最初からばあんと結論を出すよりは、普通におとなしくこううぐあいに書かれていす方が好きですけどね。いきなり主文、被告人を云々と処すというような感じで。私の好みは、今のタイプであります。

さっき私がお願いしたようなところ辺はよろしいでしょうか。「おわりに」の委員会の独立性とか、正直私は非常にこの独立性で困りましたので。

早川委員 最後の「おわりに」の2のところは残すのですね、行政対応検証委員会との連携は。

岡村委員長 はい。これはそのとおりだと思います。現実には、それは非常に難しかったと。理論的にはそういうことがありがたかったですけれども、現実には両方並行して走らざるを得なかったので、それが理想的であったということはそのとおりだと思います。

早川委員 ここを提案したのは私なのですが、つまり、行政対応検証委員会というのを毎回毎回つくっていたら切りがないのですよね。やはり自己反省性というか、自分たちのやってきたことの何が悪かったのか、何がよかったのか、ちゃんと総括していくということをしっかりやっていくということは重要だと思います。ただ、委員長がおっしゃるように、合意がとれない答申案は出せませんから、1と3は合意がとれないということでしたら、2だけでも残していただきたいと思います。

あと、これは県民としての気持ちが大分入っているのですけれども、委員の出欠表をつけていただきたいというのを僕はお願いしたはずなのです。委員は県民からの税金でもって働いているのですから、毎回どの委員が何回この会議に出てきたというのは、記録に残って、まとめればわかるのですが。

岡村委員長 確かに、情報公開すれば当然出ることですから。

早川委員 すぐ出てくるのですけれども、簡単なことですので、もし出欠表をつけることができればお願いします。これも、そんなことを出されたら自分はちょっと困るという意見がありましたら、強いて私は求めませんが、県民として私は必要だろうと思います。

岡村委員長 公開するのは何らやぶさかではなくて、情報公開で当然出てくるもので、かつ毎回会議録を見ればわかる話ですよ。ただ、殊さらにつけるほうがいいのかと言われると、ちょっと格好悪いなという。

當座委員 委員の出欠表というところまで私はつけなくてもいいと思います。

あと、ちょっと気になるところというか、今までの浸透水、地下水の調査データなのですが、きちっと廃掃法の廃止基準、維持管理基準というものを頭に置きながらまとめていただきたいなと思うのと、最後、処分場の経緯というところで、50ページなのですが、昭和54年12月26日から平成13年12月26日の間のところが随分抜けているなと思ったので、52ページに挙げさせていただいているのですが、これだけのいろいろな苦情があったりとか、ばい煙、ばいじんに対する苦情があったり、いろんなことをRD社としてされているので、どうしてこういう問題が起こったのかということを知っていただくためにも、そういうこともここに入れておいていただきたいなと思います。

岡村委員長 これは検証委員会に出ているかもしれませんが、入れられれば、入れても別にいいですよ。

當座委員 あと、モニタリングに関して、どんなようにしていくのかということのも、次回というか最後、26日に、どういう形で周辺への影響というものを見ていくのかという話もしていただけたらなと思います。前回のE案の後ろのほうに、モニタリング調査案みたいなのをつけさせていただいていますし、見ておいていただけたらありがたいです。



(4) その他	岡村委員長	その点は事務局で検討をお願いいたします。 それから、個人の出欠表は、ちょっと格好悪いので載せないということでしょうか。
	早川委員	わかりました。了解します。
	岡村委員長	では、本日決定すべきことは大枠で決定いたしましたので、本日の決定、意見を踏まえて、事務局の方、本当に大変だと思いますけれども、この報告、答申案をまとめていただきたいと思います。
		では、これで一応審議は終わったということで、事務局から連絡事項がありますので、よろしくをお願いいたします。
	上田室長	今いただきました修正案を月曜日にまた送らせていただこうと思うのですが、何分ページが多くて、郵送で送りますと遅れますので、メールで送らせていただいて、メールをお持ちでない方はお配りさせていただこうと思っております。24日月曜日目標、場合によっては火曜日の朝ぐらいになります。それで、また見ていただいて、26日にご意見いただくという形にさせていただきたいと思っております。
	岡村委員長	事務局、本当に大変だと思いますけれども、申しわけございませんが、よろしくをお願いいたします。
	司会	それから、次回、26日なのですけれども、最終回となります。午前10時からコラボしがにおいて開催させていただきます。また、今日出欠の紙を回収させていただきますので、ご記入の上、通知文も入っているということですので、見ていただいて、帰りに事務局のほうにお渡し願いたいと思っております。
	岡村委員長	コラボしがつてどこですか。
	司会	びわ湖ホールの前です。 以上、事務局からの連絡を終わります。
	3. 閉会	岡村委員長

以 上